

〔資料〕

妙幢淨慧撰『戒法隨身記』八齋戒章下『懺悔通用』翻刻と解題(三)了

藤谷厚生・大久保美玲・関口静雄

【解題】江戸期の八齋戒本の流布と本書の意義

『戒法隨身記』(下巻)は、八齋戒章となっている。この八齋戒とは、いわゆる在家の優婆塞、優婆夷が近住(律儀)と同様に一日一夜などの期限を設けて守るべき、不殺生戒、不盜戒、不婬戒、不妄語戒、不飲酒戒、不坐高広大床戒、不著香華鬘不香塗身及び不歌舞倡妓不往觀聽戒、不非時食戒の八つの戒相をさす。本書下巻では、妙幢律師自身がその序文に、

「夫八齋戒の利益大哉。(中略)誠惡人滅罪の神術。下根相應の良藥なり。佛法修行の世人。まづこれを持ずんば。あるべからず。(中略)齋戒をうるること。一日一夜の功德すぐれたり。(中略)今我佛道をうる事ハ。本此八齋戒よりおこれりといへり。(中略)略聖教の要文を集め。これを和字となして。漫に梓に録。(中略)請和字なるをもつて。輕忽にすることなかれ。涅槃經に云。法に依て人によらざれ。義に依て。語によらざれと。それこれを思へよや。因てこれを序とす。」

と記しているように、八齋戒を護持することの意義やその功德、さらに八齋戒に関わる持齋の心得、齋日などの諸事を、多くの聖教から典拠引用して要文を挙げて、ここに詳細に教説しているのである。以下に各節について、その特徴を述べてみたいが、その前に若干、当時の八齋戒に関する書籍の流布について述べることにする。

妙幢律師が、本書序文に「近ハ興正菩薩の八齋戒作法の類。幸に世に傳れり。間又これを註する人あり。これを講ずる人あり。これを授る人。又すくなからず。」と述べているように、江戸前期のこの頃は、我が国で最

も八齋戒が一般に普及した時期であったと言えるのである。この時期に開版上梓されたもので市井に流布した書籍には、主に次のものが挙げられる。

〔江戸期の八齋戒関連書籍一覽〕

- ・『八齋戒要集』 一卷：以空撰、寛文六年(一六六六)刊
- ・『八齋戒作法』 一卷：叡尊作・薩州癡通誌、寛文十一年(一六七二)刊
- ・『八齋戒第七』(『修善要法集』中巻)：圓忍述、延宝二年(一六七四)刊
- ・『八齋戒作法』 一卷：延宝九年(一六八二)刊
- ・『八齋戒作法』 一卷：貞享三年(一六八六)刊
- ・『八齋戒作法要解』 二卷：一雨子述、貞享三年(一六八六)刊
- ・『戒法隨身記 八齋戒章下』：淨慧撰、貞享四年(一六八七)正月刊
- ・『八齋戒儀連珠記』 一卷：洞空述、貞享四年(一六八七)刊
- ・『八齋戒勸善要門』 一卷：瑞光編、貞享四年(一六八七)刊
- ・『八齋戒作法得道鈔』 二卷：通玄述、正徳五年(一七一五)刊

まず、『八齋戒要集』は別に『八齋戒要集』とも呼ばれるもので、これは木食上人以空が道俗の八齋戒隨行の為に要文を集めたものを、寛文六年四月に京都・中村七兵衛が開版したものである。以空上人(一六三六～一七一九)は、大阪摂津の勝尾寺の真言律僧で、万治二年(一六五九)三月高野山で出家し加行遂行の後、翌三年伝法灌頂を受けて真別処に於いて自誓受具した僧である。その後、勝尾寺に住して木食行をなし、聖天供修行僧としても知られる。次に『八齋戒作法』は『齋別受八戒作法』とも呼ばれ、興正菩薩叡尊作の「八齋戒作法」を薩州の癡通(生没年不詳)が編集し、

寛文十一年九月に京都・丁字屋源兵衛から出版されたものである。叡尊作の『八斎戒作法』一卷は、このほか、延宝九年には京都・村井九良兵衛から上梓され、貞享三年にも刊行されているなど、この時期の八斎戒作法書としては最も流布した書籍と言えるものである。こういった八斎戒の作法書の流布にともなうて、八斎戒についての解説書とも言うべきものが、続々と出版されることとなった。

「八斎戒第七（凡十四章）」（『修善要法集』中巻）は、真言律神鳳寺一派の首座（第一世）となった真政圓忍が編集したものであり、大鳥山神鳳寺での開版ではあるが、延宝二年四月に京都三条の麴屋傳左衛門に委託出版されたものである。この『修善要法集』中巻は、所謂戒律随行之書となっており、そこには三帰（四章）、五戒（六章）、八斎戒（十四章）、十善戒（四章）の内容が所載され、八斎戒についての内容（戒相、因縁、授戒法、功德などの要文）がかなりの紙数を割いて詳細に述べられている。神鳳寺一派の末寺ではこの書の授戒法に基づき、実際に律僧から在家者に授戒がなされた経緯があることから、この書も当時は律僧衆に相当に普及していたと考えられる。真政律師は、黄檗宗の木庵禪師が開いた第二次黄檗授戒会に尊証阿闍梨として招請された唯一の日本僧であり、持戒堅固な律僧としては極めて黄檗僧との交流の深い人物でもある。また先に述べた『八斎戒要集』の作者の以空上人が、高野山真別処で万治三年頃に自誓受具をしているが、この時期の真別処の住持が真政律師であり、以空上人の受具に関わったのは、律師か或いはその高弟・快円律師であることは間違いあるまい。さらに、以空上人が高野山から勝尾寺に入る直前には、真政律師が勝尾寺に数年隠遁した経緯もあることから、両者にはそれなりの交渉があったものと推測される。

次に『八斎戒作法要解』は、『齋別受八戒作法要解』とも呼ばれ、序文が実長乗春、本文が薩陽の沙門一兩子（寛深豪寛）が延宝七年仏誕日に著したものとされる。これは、叡尊作の「八斎戒作法」の本文を分科して、科段形式にして註釈を施した解説書であり、貞享三年に京都・中村七兵衛内藤源兵衛の連名で上梓されている。また、翌四年には西山浄土宗・山城安養寺の僧で、浄厳律師より菩薩戒を受け、後に円頓戒を宣揚した慈泉洞

空が『八斎戒儀連珠記』（『八斎戒作法珠記』）を京都・秋田屋五郎兵衛より開版し、また同年には瑞光（神鳳寺一派の瑞光密堂か）が『八斎戒勸善要門』を大阪・前川喜兵衛より梓行している。さらに、正徳五年には野中寺一派の通玄直心が大阪・浅野弥兵衛より、『八斎戒作法得道鈔』を出版し、今日この書は日本大蔵経第六九巻に翻刻所収され、容易に目にすることができる。

以上のように、この時期に出版された八斎戒に関する書籍についての簡単な経緯を述べたが、ここで本書上梓の位置を見ると、本書『戒法隨身記八斎戒章下』は、妙幢律師が貞享三年（二六八六）十二月二十一日に書き終えて、翌四年正月に出版されている。前号「学苑」九六〇号の本書中巻の解題でも述べたが、この貞享の頃は幕藩体制下で所謂「生類憐み」の政策が推進された時流にあり、社会全体が綱紀肅正の傾向にあった中で、特に仏教者側からの戒律普及が推進された時期でもあった。このような傾向は、八斎戒関係の書籍が貞享三、四年の頃に最も多く出版されていることからよく窺い知れる。しかしながら、これら八斎戒関係の典籍と本書『戒法隨身記八斎戒章下』の決定的な相違点は、本書がより一般大衆に向けて理解し易いように工夫され、当時としては珍しい和語（仮名交じり草書体）で編集刊行されている点である。他の戒律書、仏教書（格調高い学問書籍）はすべて漢文で編集されるのが当たり前とされていた時代に、敢えて権威的な形式を打ち破り、平易な仮名交じりで撰述された本書は、当時としては極めて画期的な戒律書であり、そこに実質的な仏教の普及と興隆に心血を注いだ妙幢律師の仏教者としての面目躍如たる姿が見てとれる。

このことは、妙幢律師が本書の序文に「請和字なるをもつて。輕忽にすることなかれ。」と述べ、さらに本書「十二 同自誓の作法の事」に「謹て経律の意をとり。文を和げて。具にこれを記す。それ假名なるをもつて。疑て猶預することなかれ。（中略）然るに愚人ハミだりに文字に着し。達人ハよく義理を取。是をもつて法句経の偈に云。千言を誦ずといへども。不義ならバ何の益かあらん。一義を聞て行じて度すべきにハしかじといへり。冀ハ識力堅固の時一刀兩斷して。早これを行ぜよ。」と述べていることから察せられる。しかし、ここで律師が「不義ならバ何の益か

あらん。一義を聞いて行じて度すべきにハしかじ」と言っているように、難しい漢語を何度も唱えたところで、それらの意味を理解していないならば無意味なのであり、少しでも意味が理解された上でこそ行じられるべきだと主張に、律師の批判的で実理性を重んじた戒律普及の姿勢が明確に見受けられる。思うに、律師の受業の師である宝山和尚や随従した鉄眼禪師は、当時最も仏教復興に尽力し大衆に仏教を布教したと評される活動家でもあった。それ故、律師の心中にもそういった大衆への強い仏教普及への思いがあったことは容易に想像され得る。そういった意味で、本書は我が国で初めて和語で平易に説かれた画期的な戒律書と言うべきものであり、これを通してより大衆に八斎戒の受容が推し広められた意義は極めて大きいと考える。

さて、本書『戒法隨身記八齋戒章下』は三十四節からなり、特に最も紙数を割いて詳述されている所は、「九 不非時食戒の事」と「三十 六齋日の因縁の事」の二節である。これは八斎戒は齋戒であり、大智度論などの所説により、持戒と言うよりはむしろ持齋（齋とは午前のみ飲食し、午後にはせぬの意）にこそ重点があると、律師が捉えているからである。以下に、特徴を述べるならば、

まず、「一 八齋戒の功德の事」では、「就中此八齋戒ハ。持間。わづかに一日一夜の短程なれども。無量無邊の利益。説盡べからずといへり。」「夫八戒をうくる人ハ。五逆罪を除て。餘の一切の罪悉皆消滅す。」また、「若一日一夜八齋戒をうくれば^{乃至}戒香薫修す。かくのごときの行者ハ。命をはらんとする時。阿彌た仏諸の眷属と。金色の光を放て。七寶蓮華を持し。行者の前にいたり給ふを見る」とあるように、一日一夜の短期間ではあるが、八斎戒を守れば、過去世に於ける一切の罪が消滅することや、臨終の時には阿弥陀仏の来迎に逢い極楽に引接されることなどが説かれている。ところで、ここで五逆罪の説明をしている箇所が見られるが、五逆罪の「仏身より血を出す罪」に対して、卒塔婆や石塔を破却したり、仏像や経巻を悪心で以て破損することは、この罪と同等の「同類罪」として解釈し強調している点は、律師独特の実利的な側面の解釈が窺えて興味深いところでもある。

「二 殺生戒の事」から「六 飲酒戒の事」までは、本書中巻に説く所の在家の五戒であるので、特にここでは内容は省略されているが、「四 不淫戒の事」では、所謂在家の不邪淫戒ではなく、性交渉を厳格に断った出家の戒のこととして説明している。「七 不坐高廣大床戒の支」では、座したり寝てはいけない高床（ベッド）の高さや寸法にまでに言及し、八つの禁じられた高床を例に挙げて説くのである。さらに、「八 不着華鬘香衣等の戒の事」では第七不着花鬘香衣并歌舞作樂故往觀聽戒とされるが、これは不着花鬘香衣と不歌舞作樂故往觀聽戒を合わせて一戒と為しているのである。これらは、つまり沙弥の十戒に対応するものであり、在家者が期限を設けて一時的に出家者（沙弥）と同等の戒を持つところに、この八斎戒の特徴がある訳である。

「九 不非時食戒の事」では、八斎戒の戒相の区別に諸経諸説が見られるが、ここでは「興正菩薩のつくり給へる。八齋戒の作法につらぬる処を用ゆ。彼此文相。少し増減あれども義にをいてハたがふことなし」と述べ、本書『戒法隨身記八齋戒章下』が四分律に則った叡尊作の「八齋戒作法」に依拠して詳述されていることを明示している。次に、「成實論に云。若飲食を貪れば。死して則。死屍の中の虫となるといへり。されば常にすぐれてすき好ものあらば。制してこれを絶つべし。」と言って、飲食への執着を断つことを勧めるのである。また、「儒の教に云。一食ごとに。稼穡の艱難を思ひ。一衣ごとに。紡績の苦勞を觀ぜよと。まして況や。佛道にをいてをや。」と述べて、ここでは貞觀政要の文を引用しながらも、儒仏一致の立場を明らかにするのである。さらに、「慈悲心をもつて晩に食すべき分を法界に施。是を菩提に廻向せば。其功德固に大なるべし。」と云い、また「如法の施餓鬼を修せば功德増多からん。施餓鬼の法世に行るゝがごとし」と述べて、施餓鬼の重要性を説き、「六齋精進功德經に云。一日持齋する人ハ。六十萬劫の間衣食自在の果報をうくと。」や「優婆塞戒經に云。彌勒出世の時。百年持齋せんより。今五濁の世に。一日一夜持齋する功德。すぐれたりといへり。」と述べるなど、ここでは多くの聖教を引用して、不非時食や持齋の功德や重要性を説くのである。

「十 持齋に三段の心得ある事」では、持齋のあり方には三種ありとさ

れる。第一は牧牛齋と言われるもので、今は持齋しても明日食することに執らわれ食に執着することである。第二は尼健齋と言われるもので、外道の邪法を学び持齋することである。そして、第三が聖八支齋と言われるもので、八戒の聖道を保って齋法を守る心構えであり、仏法齋とも八関齋とも呼ばれる。これが八齋戒であり、仏の正道とされると強調される。ここでは、単に持齋すれば良いのではなく、八戒を堅持することが正道という心構えを持つことの重要性が説かれる。

さて「十一 八齋戒從他の威儀の事」では、「夫八齋戒を受とおもはゞ。身を淨威儀を具し。恭しく戒師につひて。教に任て如法にこれをうくべし。これを授るの法。はゞかりあればしるさず」と述べるだけである。ここでは、叡尊作の「從他受戒法」は一切示されていない。それは、從他受戒法があくまで戒師から受けるべきものであるからである。他の八齋戒の書籍は、いわば出家者に向けての解説書であり、從他受戒法に対しての記載や説明があるのに対して、本書は一般大衆向けに編纂された八齋戒の啓蒙書であることが、この件から明確に分かる。一方、「十二 同自誓の作法の事」では、達磨大師や善導大師の説を用いて懺悔の重要性を説いた上で、「某甲名をいふべし今一日一夜八齋戒を受奉らんと。かくのごとく三度となへ。廻向して云。願ハ某甲。一日一夜八齋戒を持功徳によつて。ながく三悪八難をちぢず。只願ハ一切衆生と同じく共に。諸の煩惱罪障を滅し。萬の災難をはなれ。臨終正念に淨土に往生して。佛道を成就せんと。(後略)」と述べて、八齋戒の自誓方法を分かり易く説明している。自誓法は戒師より一度在家戒を受戒した者は、何度でも自身のみで受戒できるので、自誓法を有効な方法としてここでは説くのである。また、ここで「臨終正念に淨土に往生して。佛道を成就せん」と言っているように、律師自身が黄蘗一流の禪淨一致の立場で、願生淨土の思想に立脚していることも覗える。

「十三 五戒八戒勝劣の事」では、一生五戒を守ることと、一日八戒を守ることは、どちらが優れているかの問いに対して、二戒ともに等しいとしながらも、大心(大菩提心)を以て戒を受持することが大事であると、むしろ菩提心の重要性を説くのである。

「十四 受戒前の悪意樂の事」では、受戒前に悪意樂を行おうとするものがあるが、そのような卑しき心では、仏道は成就せずと強く誡め、「十五 戒を受とほつする貴人心得の事」と「十六 受戒の日意樂をつゝしむべき事」では、八齋戒を守るべき齋日には、殺生等を慎むべきこと、戒を受持するには慈心を持つことが説かれる。

「十七 受戒の夜臥に了簡ある事」では、「問一日一夜とあれば。夜も寢ずして。相まばる事にや。答佛説齋經によらば。夜も日待などするがごとく。おきゐて。いねざるべし。(中略) 睡臥ことをやめ除き。經を誦し。道を念じて。清淨戒のごとくに。もつて一心にしゆすといへり。」とあるように、原則的には一日一夜、寝ることなく、誦經や瞑想、念仏などして、八戒を護持することが説かれるが、一方で「こゝをもつて終宵寢ずといはゞ。恐ハ持んとするものすくなからんか。こゝをもつて。一夜を三分にして。一分ハふすべし。」とも述べて、菩薩受齋經を引拠として、一夜の三分の一(二刻)である四時間は分に応じて寝ても良いとの便法もここに述べられる。またこの他に、「成實論に。八戒の中を。五戒三戒。乃至ハ一戒にても心に隨て。これを持。或ハ半日又ハ半夜。或ハ一月半月つゞけても持べしといへり。」と述べて、八戒の内のそれぞれの戒の分持や半日半夜、一月半月と期限を変えて、機根や分限に応じて八齋戒を護持することが可能であると説明するのである。また「十八 齋戒を持日ごとくうるとうけざるとの二説ある事」では、八齋戒の受戒は持齋を行うたびごとに為す可きか否かの問いに対して、毎回そのたびごとに戒を受けるべきとする新羅の太賢の説と、一度受戒すれば続けて持齋するのは可とする慈恩大師基の説を挙げ、「今ハ太賢の心にしたがひてたびごとに受をよしとす」と述べて、短期に八齋戒を行ずる者はその度ごとに受戒することが主張される。

次に「十九 少食と齋の間の心得の事」では、少食(粥)から齋食(日中の食)までの間の飲食は可能であるが、その心構えのあり方や八齋戒は出家戒に準ずる在家戒である旨が示され、「二十 少食の因縁の事」では、少食(正食)と呼ぶことの由来や「畢竟ハ識力をやしなふ樂と觀ぜよ。」と述べて、その意義を明かし、「廿一 朝粥を食する時分の事」では、三番明相と言って、朝粥を取るには夜が明け手筋が見えるほどの時分が良

く、それ以前は不可とされるなどの説明がなされている。

「廿一 時節はやく齋をなしたるにハ功德ある事」では、「齋を食する時節ハ。日中まへ可なるべし。」として、齋食を取るのは午前（日中勤行前）の時間帯が良く、日中（正午）に及ぶ場合は、律門五篇の突吉羅罪に当たるとされる。ここでは早き時刻の齋食ほど良いとしているが、一度齋食した後は、昼前と雖も何も口にしてはならないことが強調され、「予はじめしらずして。しばくこの科を犯ぜり。愚貪の罪。實におおれはづるにたへたり。讖悔の為此をのす。」と述べて、自らも知らず齋食の後に飲食をしたことがあることを悔いて告白している。

「廿三 齋の後わきまふべき事」では、齋食の後は楊枝を用いて口を漱ぐことが説かれ、口を漱いだ後は一切何物も食してはならないと警めている。また、「廿四 非時にのむべきものゝ事」では、非時に於いては一切食してはならず、木の実や穀物の一粒も食してはならないが、喉が渴き飢えを感じた時は、穀物大豆麦等の上湯（上澄み）は飲んでも良いとされ、四分律により草木の根葉も、薬として服用することは可とされていることが述べられる。

「廿五 石蜜の辨の事」では、石蜜についての細かな説明を記している。石蜜とは砂糖の塊、つまり氷砂糖の類であり、『行事鈔資持記』には黒石蜜などの記載があり、疲労の補薬として用いるは可とされるが、律師は「食欲愚痴の輩にハ。ミだりにとくべからず。恐くハこれを好幸として。（中略）因縁をもしらず。肆まゝに食貪を生ぜむ。」と言って、これを押し留める旨を示している。「廿六 齋戒をうけし日の心持の事」では、「佛説齋經によるに。五念といふ事あり。その條目をあげば。念佛。念法。念僧。念戒。念天是也」と言って、ここでは五念の内容を説明して、齋戒を受けた日は機根に依じて随意この念を為す可しとしている。

また「廿七 禪宗持齋の例を引事」では、「問禪宗ハ禪定をもつて要とすなんぞ持齋に抱らんや。答きかずや趙州和尚ハ。一生持齋し給へり。（中略）近代の高僧。知旭禪師の云予徑山にいたりし時はじめて。一食の法をうくといへり。これ非をしつてよくあらたむ。知識たるゆへんなり。（中略）夫持齋ハ僧の通法。何の宗か是を非とせん。」と述べて、禪門唐代

の高僧である趙州從諗や明代高僧の智旭藕益などは、みな持齋を厳守した旨を語り、持齋は仏教僧が守るべき共通の教えであり、どの宗派の僧徒でもこれを守るべき事を主張している。

さらに、「廿八 浄土宗持齋の證拠をあぐる事」では、「問浄土教に。八齋戒持證ありや。答夫觀經に頻婆娑羅王。日々八齋戒をうけ給ふ事をのべ。（中略）中品中生といつば。衆生あつて。若くハ一日一夜八齋戒を受持等の文是なり。（中略）一向に念佛し。分に應じて。善根をなし。齋戒をたもち塔をたて。（中略）此善根をもつて。極樂に往生せんと回向せば。其人の臨終に。阿弥陀仏化現し給ひ。必往生すべしといへり。」と述べて、浄土門でも觀經などには、持齋を厳守し弥陀來迎により往生する旨が説かれていたことを明かし、また善導大師や法然上人も戒行兼備の専修の行人であったと主張して、持齋の重要性を説き示すのである。

「廿九 非時食の事」では、「問在家すら。すでにかくのごとし。然るに今僧として。非時食する事。其意いかん。答此義憚れば。卒尔に判しがたし。然れどもいはずんば。ミだりに誹謗を生じて。罪に墮なん。」とあるように、ここではこれまでの前節では午後（非時）に飲食をせず持齋することを述べてきたが、実際には僧が非時に食をしている事があるではないかとの批判に対する答釈である。「夫雲棲大師の云。今の人。躰よはく病多者。持齋なりがたきにより。故人晩食を藥石と名づけて。これを食す。藥石とハ。饑渴のやまひをいやす藥との事なり。若非時食するもの。佛制にたがふ事をおそれて。慙愧の心を生じ。餓鬼のくるしみを念じ。信施を觀じ。慈悲心に住して。食すべし。多放に食する事なかれ。」と明の高僧雲棲株宏の言葉を出して、藥石としての説明をしながらも多食を慎むべきことを述べる。しかし一方で「むかしハ叡山天台宗ミナ持齋なる事を是皆食欲の爲ならず。名利貪をはなれて。只誠をもつて。一心に菩提をもとむ。」とも述べて、昔は叡山でも持齋が行われていたと暗に批判し、「今僧たる人。非時食する。なべてこれをそしるべからず。心行はかりがたければなり。（中略）實に無上菩提心をおこし。善心にて。齋戒を持。他をすゝめて。これを持しめ。人の持ざるをも。そしらずかるしめず。」と述べて、他者を批判することなく、自らはどうあるべきか、持齋堅持の重要

性を説くのである。ここでの件には妙幢律師の当時の僧風に対する些かながらの批判も見られ、興味深いところでもある。

「三十 六齋日の因縁の事」では、月の八日、十四日、十五日、廿三日、廿九日、晦日の六齋日の由来、因縁、効果などを諸経疏の要文を引用しながら詳述する。「此日齋戒を持ち、善を修するものハ。悪鬼おそれて。わざはひをなさずといへり。(中略)六齋精進功德経に云。月の八日ハ。太子くだりて一切衆生の善悪をしるす。此日持齋して。薬師佛を念じ奉ば。糞尿地獄にをちず。五十劫の罪をのぞく。」と言い、この日に持齋し善を修せば災いから逃れることが説かれ、またそれぞれの齋日に特定の仏・菩薩を念ずれば、諸処の地獄に墮落せず罪科から逃れられることも説かれる。さらに「月の六齋日につくるところの罪業を懺悔して。この八齋戒をたちぬる時ハ。一切の罪障悉消滅し。(中略)若女人あつて。六齋の法を修すれば。ながく女身をはなれて。浄土に往生せんといへり。功德の甚深。大都かくのごとし。」と述べて、齋日による八齋戒の護持による罪障消滅、女人往生など様々な功德が、紙数を割いて事細かに説かれている。

またこの他、「三十一 六齋日の事」、「三十二 十齋日の事」では、それぞれ六齋日、十齋日が挙げられ、「三十三 八王日の事」では、立春、春分、立夏、夏至、立秋、秋分、立冬、冬至などの八王日が、さらに「三十四 三長齋の事」では、正月(朔日から十五日まで)、五月(一日から十五日まで)、九月(一日から十五日まで)の長期に亘る持齋である一年の内の三長齋日が述べられている。最後に巻末の跋分では、律師は「幸に今此書をもつて。愚闇をてらすの灯とし。菩提にのぼるの梯とせバ。庶ハそれ塗炭にをつるの罪をまぬかれんことを。こゝをもつてうたがはしきをバ。律師をよび禪淨の兩宗。その餘の善知識にたづね決して。謹でこれをひろむとしかいふ。」と述べて、疑念のある者は善知識を訪ねて問うべき旨を説いて筆を擱いている。

(藤谷)

【参考文献】

- ・「日本における長齋の受容」養輪顕量 『印度學佛教學研究』第四七卷第二号・平成十一年三月 所収
- ・「神鳳寺の歴史」拙稿 『日本における戒律伝播の研究』(元興寺文化財研究所) 二〇〇四年 所収
- ・「黄檗僧 妙幢淨慧とその戒律論書について」拙稿 『四天王寺大学紀要』人文社会学部第五〇号・二〇一〇年九月 所載

【付記】

なお、本書『戒法隨身記八齋戒章下』は、後に『八齋戒隨身記』一巻として明治二四年三月に大阪市南区鰻谷仲之町の中井印刷所(中井徳次郎)に於いて再版されている。また、本稿で扱った八戒と戒相同等のものに「近住戒」があるが、これは八齋戒と趣旨が異なるので本稿ではふれなかった。詳しくは「戒山慧堅撰『近住八戒威儀録要』翻刻と解題」中近世戒律文化翻刻研究会「昭和女子大学文化史研究」10・二〇〇六年 所収等を参照されたし。

〔解題〕『戒法隨身記』における引用典籍について(下)

『戒法隨身記』は、上巻「三帰」、中巻「五戒」、下巻「八斎戒」について、子供や在家信者にも分かりやすく「和語」で説いた戒法の入門書である。妙幢淨慧(一七二五)が撰述し、貞享四年(一六八七)正月に刊行された。特に、在家信者が月の特定の日(六斎日)に出家生活に倣って八つの戒を保つ「八斎戒」について説いた下巻は、後にこの冊が『八斎戒隨身記』として単独行刊されていることからみても、「八斎戒」の実践本として長年月高い評価を得、かつ版行の需要があったと考えられる。

これまで上巻・中巻について調査を行った結果、大きな特徴として挙げられるのは、『法苑珠林』からの引用に多くの紙幅が割かれている点である。引用の方法は、「法苑珠林に毗尼母論を引て云。」(上22ウ)というように、『法苑珠林』からの引用を明記している箇所もあるが、その明記がない部分も『法苑珠林』からの引用である可能性が高いことが分かった。『法苑珠林』は唐の道世(一六八三)の著で総章元年(六六八)に成立した現代でいう仏教百科事典で、数多の聖教・典籍の引用などにより仏教の思想や事柄について解説したものである。宗旨に係なく、初学者が仏教の基礎を学ぶことができる入門書であり、『戒法隨身記』が『法苑珠林』の引用を中心として成り立っていることから、子供や在家信者に配慮し、仏教世界の理解をより容易にしたいという淨慧の意図が見て取れる。

※

今回翻刻を掲載する下巻は、上・中巻と同様多くの聖教・典籍からの引用をもって「八斎戒」について解説している。下巻の特徴を二点挙げるとまず一つは、興正菩薩すなわち叡尊(一一〇一〜一二九〇)の『八斎戒作法』に記されている内容を主軸に据え「八斎戒」の作法や決まり事を説いている点である。二つ目は、上・中巻と同様、『法苑珠林』からの引用が多く見られる点である。引用方法も上・中巻と同様に、『法苑珠林』からの引用を明記している場合もあるが、ない場合もある。しかし明記のない場合でも、引用文を調査することで『法苑珠林』が引用元であることを確認できた。

まず一つ目の特徴である『八斎戒作法』を主軸に解説を展開している点

に関して詳しく見ていく。『八斎戒作法』²は、叡尊が記した八斎戒の解説書で、『涅槃経』や『観経』など主要經典からの引用をもって八斎戒を保つ意義について解説し、具体的な作法についても触れている。非常に簡潔にまとめられており、八斎戒の実践を目指す在家信者にとって最適な手引書となっている。淨慧は『戒法隨身記』下巻序(下01ウ・02オ)で、

こゝに佛説齋經 及六齋精進功德經等。近ハ興正菩薩の八齋戒作法の類。幸に世に傳れり。問又これを註する人あり。これを講ずる人あり。これを授る人。又すくなからず。然ども四辯八音にあらざれば。聾者遠鄙の耳に入がたく。佞屈聾牙の字なれば。童蒙兒女の目にくらし。こゝにをいて。略聖教の要文を集め。これを和字となして。漫に梓に鋟。冀ハかの法をきくことあたはざる人も。これを一覽せば。初て須達が寶藏に入。字義を辨ざるも。しばゝこれをもてあそばさ。おぼへず芝蘭の薫にそまん。これよりして進バ。遠ハ佛説の奧義を極。近ハ興正の流に。激事。此處なしといふべからず。然則小補なきにしもあらず。請和字なるをもつて。輕忽にすることなかれ。

と記している。すなわち現代語訳すれば、『仏説齋經』及び『六齋精進功德經』、近くは『八斎戒作法』が幸い今の世に残っており、その注釈書もあり、講義する人もいる。しかし仏が善道に導く声のような四弁八音ではないため、ろう者の耳には届かず、堅苦しくて難解な文面であるため、子どもや女性には分かりづらい。そこで、他の聖教の要文なども交えて和字にしてまとめた。法を聞くこともできず、宝藏に入らぬに触れることができぬ者も、これを読むことで、仏説の奧義を極め、興正菩薩の流れに身を置くことができるだろう。和字であるからといって、軽んずることのないように願う。」ということだ。叡尊の『八斎戒作法』は本朝で編まれた身近な八斎戒の書であり、『仏説齋經』や『六齋精進功德經』などと並んで多くの人々が注釈し、講義するような八斎戒の理解の源となるような書でもある。それを和字で著すことにより、子どもや在家信者に分かりやすく伝えることは、非常に意義のあることだと述べている。淨慧が指摘する通り、それまで明恵(一一七三〜一二三二)の『自誓八斎戒略作法』(版

本・刊年不明)、以空(一六三六〜一七一九)の『八斎戒要集』(寛文六年(一六六六)刊)、覚深(一七〇七)の『八斎戒作法要解』(延宝七年(一六七九)刊)などの八斎戒注釈書が存在していた。『戒法隨身記』が世に出た貞享四年(一六八七)には、瑞光(生没年未詳)の『八斎戒勸善要門』と洞空(一六四五〜一七〇七)の『八斎戒作法連珠記』が刊行されている。特に貞享四年に八斎戒注釈書の刊行が相次いだのは、叡尊の『八斎戒作法』が寛文十一年(一六七二)に覆刻刊行され好評を博し、延宝九年(一六八二)、貞享三年(一六八六)と版を重ねたことが大きく関わっていると考えられる。当時の在家信者は八斎戒に強い関心を持ち、叡尊の時代から新たに息を吹き返し版本として流通し始めた『八斎戒作法』を歓迎し受け入れたのであろう。その需要に応え、各宗派の学僧達が注釈書を発行したと推察される。しかし、淨慧が述べる通り、本文を確認できた叡尊の『八斎戒作法』、以空の『八斎戒要集』、覚深の『八斎戒作法要解』はいずれも漢文体であり、おそらく他の注釈書も漢文であると推察される。八斎戒について和語で解説したものは『戒法隨身記』が最初であり、和文による八斎戒教化書の先駆けとして非常に重要な存在であるといえよう。

なお、西田耕三氏によると、淨慧は貞享三年(一六八六)三月十八日から二十五日まで、薩摩阿久根の川南邸に滞在した際、土地の天台宗の要請で『阿弥陀経』や叡尊撰・亮汰註『八斎戒作法書』を講じたことが『儒釈雜記』に見える。⁴ 亮汰(一六二二〜一六八〇)は真言宗の学僧で晩年は大和長谷寺十一世を務めた。非常に多くの経文注釈書を遺しており、『八斎戒作法書』もそのうちの一つであるが、現存は確認できない。淨慧は、亮汰が薩摩出身であることから、薩摩の地でゆかりのある人物が遺した『八斎戒作法書』を講じたのであろうと考えられ、淨慧の細やかな心遣いが感じられるエピソードである。

具体的に『戒法隨身記』の本文を見ていく。下巻における引用文のうち、出典を『八斎戒作法』と明記しているのは三件と多くはないが、実際に『八斎戒作法』の本文と比較対照したところ、一致する内容は十一件見られた。具体的には、「序」に一件、「一 八斎戒の功德の事」に四件、「四 不姪戒の事」に一件、「八 不着華鬘香衣等の戒の事」に一件、「九 不非

時食戒の事」に二件、「三十 六齋日の因縁の事」に二件見られた。八斎戒の功德と保つべき八つの戒について解説している第一章から第九章までの流れは、『八斎戒作法』の本文構成を踏襲しており、その内容も『八斎戒作法』からの引用を軸に解説が行われている章が少なくない。実際に「九 第八不非時食戒」(下10ウ)では冒頭の割注で次のように記している。

按ずるに佛説齋經にハ。第六の戒と。第七の戒と。前後せり。又毘曇論にハ。第七の不着華鬘香衣をとつて。第六の戒に合。成實論。及智度論。法苑珠林等にハ。第七の戒を分て二戒とし。此戒をもつて九の戒とせり。然ども義ハ八齋に撰し入。今こゝにハ。興正菩薩のつくり給へる。八齋戒の作法に於て。彼此文相。少し増減あれども義にをいてハたがふことなし

つまり「様々な聖教・典籍で保つべき戒の分類方法が異なるが、本書では『八斎戒作法』に記されているところを用いる」とあり、『八斎戒作法』に重きを置き、解説を進めたいという淨慧の明確な意図を見ることが出来る。『八斎戒作法』は先にも触れたとおり、八斎戒を保つ意義や具体的な作法について非常に簡潔にまとめられており、八斎戒の実践を目指す在家信者にとって最適な手引書ではあるが、淨慧が述べているとおり、普段經典類に触れることが少ない在家信者には難解と思われる漢文で記されている。当時の仏教界諸宗における戒律廃退を嘆く淨慧が、鎌倉中期に戒律復興に尽力した叡尊に私淑していたであろうことは想像に難くない。また、覆刻刊行された『八斎戒作法』が版を重ね広く受け入れられていたという時代背景もあり、その『八斎戒作法』を主軸にして、子どもや在家信者にも分かりやすい八斎戒の解説を記したことは自然の流れであったのだろう。そして、『戒法隨身記』の「八斎戒章」が後に単独で改版刊行されたことから

も分かるように、特に下巻「八斎戒章」は多くの人々に親しまれ、民衆教化の点において非常に意義深い書となっていたと考えられる。

※

次に二つ目の特徴である『法苑珠林』からの引用が多く見られる点について詳述する。今回、上・中巻の解題で報告した引用典籍の調査を、下巻でも同様に行った。まず、下巻で引用されている聖教・典籍の書目を一覧

してみた「表1」。その数、八十三件であった。上・中巻と同様、引用書目のほとんどは「大正新脩大藏經」に所載されているが、未所載の書目が二十八件ある。そのうち二件すなわち「20儒の教」「29日記故事等」は儒教関係の典籍であった。また十二件すなわち「3興正菩薩の八齋戒の文」は「八齋戒作法」として『日本大藏經戒律宗章疏二』に、「14五百問」は『資行鈔』や『四分律刪繁補闕行事鈔』に、「16毘羅三昧經」「70天地本起經」「82提謂經」は『法苑珠林』に、「17智旭／知旭禪師」は『梵室偶談』に、「35六齋精進功德經」は『佛說六齋精進功德經』に、「67雲棲大師」は『沙彌律儀要略』に、「69釋書」は『元亨釈書』として『国史大系』第三十一巻に、「74金剛寶戒章」は『続浄土宗全書』第十三巻に、「78延命地藏經」は『延命地藏菩薩經』に、「79十王經」は『佛說地藏菩薩發心因縁十王經』¹⁰に見えた。しかし残る十四件「22施食心法」「30天如の祿」「32無任の雜談集」「41達磨大師」「42六祖大師」「46安養尼のうた」「55業疏」「61祖庭事苑」「65曼陀羅の記」「66了譽上人」「72宣驗記」「73太子傳」「75華嚴經并疏」「83芝苑遺編」は、淨慧の引用したテキストが明らかでない。

次に、下巻に登場する引用文が、示されている聖教・典籍の中に存在するかどうか、つまり示されている通りの聖教・典籍から引用されているかどうかを調査した¹¹。その結果、『仏說齋經』『六齋精進功德經』『八齋戒作法』などの基本的な八齋戒に関連する經典、『菩薩戒本宗要』『四分律行事鈔資持記』『四分律刪繁補闕行事鈔』などの戒律注釈書、『觀經』『大無量壽經』『華嚴經』などの著名な大乘經典、『延命地藏菩薩經』『仏說地藏菩薩發心因縁十王經』などの淨慧の信仰が篤い地藏菩薩関係の聖教、そして『法苑珠林』¹²に関しては書目と内容が一致することが認められた。また、禪宗関係の引用文の多くは『景德傳燈録』に見え、浄土宗関係の『金剛寶戒章』『觀念法門』などは書目と内容が一致した。

一方、それ以外の多くは淨慧が明記している聖教・典籍からではなく、『法苑珠林』から引用している可能性が高いことが分かった。具体的には、下巻における引用文(儒教関係を含む)は百四十四件確認できたが、そのうち『法苑珠林』に同じ内容を確認できたのは五十五件であった。特に『法苑珠林』と一致する内容は、「一 八齋戒の功德の事」、「二 殺生戒の

事」、「六 飲酒戒の事」から「十 持齋に三段の心得ある事」、「十二 同自誓の作法の事」から「十七 受戒の夜臥に了簡ある事」、「廿一 粥を食する時分の事」、「廿四 非時にのむべきものゝ事」、「三十三 八王日の事」で多く見られた「表2」。右に挙げた章では引用文を合計七十六件確認できるが、そのうち約六割に当たる四十六件に『法苑珠林』と一致する内容が認められた。つまり先に触れたとおり、本書は叡尊の『八齋戒作法』を軸に、八齋戒の意義や保つべき八つの戒についての解説を第一章から第九章まで行うにあたり、『法苑珠林』を中心とした聖教・典籍を用いて解説を肉付けし、さらに第十章以降では、八齋戒を実践するうえでの具体的な作法や、分かりづらいついての解説を『法苑珠林』からの引用を中心に行っていることが分かった。

『法苑珠林』からの引用であることが特に分かりやすい「六 飲酒戒の事」と大正新脩大藏經所収『法苑珠林』『酒肉篇飲酒部』の該当部分を比較する。(傍線筆者)

『戒法隨身記』(下07ウ)

☞ 第五飲酒戒

一滴も酒をのむべからず。人にもすゝめあたふべからず。長阿含經にハ。飲酒に六の失を説。律の名句に十の過をあげ。沙彌尼戒經。并に善惡所起經にハ。三十六の科をのす。前に列ぬる所の智度論の説と。粗相同じければ。略してしるさず。よろしくこれをいましむべし

大正新脩大藏經所収『法苑珠林』『酒肉篇飲酒部』

又長阿含經云。其飲酒者有六種失。一者失財。二者生病。三者鬪爭。四者惡名流布。五者恚怒暴生。六者智慧日損。又智度論飲酒有三十五失。如前受戒篇説

又沙彌尼戒經云。不得飲酒。不得嗜酒不得嘗酒。酒有三十六失。失道。破家。危身。喪命。皆由之。牽東引西。持南著北。不能諷經不敬三尊。輕易師友不孝父母。心閉意塞世世愚癡。不值大道。其心無識。故不飲酒。欲離五陰五欲五蓋得五神通得度五道。故不飲酒

内容を比較すると『戒法隨身記』では略している部分が多いが、内容はほぼ一致している。なお、『智度論』の飲酒三十五失について、『戒法隨身記』は中巻「十一 禪宗戒を守べきの事」(中24ウ〜25ウ)で、『法苑珠林』は「受戒篇五戒部戒相」において詳しく説いている。また、『法苑珠林』では触れていないが、『戒法隨身記』にあるとおり『善惡所起經』にも飲酒三十六科について記している箇所が確認できた。決して『法苑珠林』だけに頼っていたわけではない。淨慧の智見の広さを見ることが出来る。

次に『戒法隨身記』「十七 受戒の夜臥に了簡ある事」の割注にある『法苑珠林』に関する記述に注目したい。(傍線筆者)

『戒法隨身記』(下22ウ)

按ずるに。菩薩の齋日といへるハ。正月十四日より受て。十七日るとき。四月八日より受て。十五日にとき。七月一日よりうけて。十六日るとき。九月十四日より受て十六日にとく。即その日たもつところの戒十戒あり。こゝにしるさず委ハ。法苑珠林第一百九にあかす。志ある人ハ。これを見るべし

ここで『戒法隨身記』が示す「法苑珠林第一百九」について調査したところ、和刻本『法苑珠林』巻第一百九に所収されている「受齋篇第八十九引證部」に該当の記述が確認できた。参考までに和刻本『法苑珠林』と同一内容となる大正新脩大藏經所収『法苑珠林』の該当箇所を紹介する。(傍線筆者)

大正新脩大藏經所収『法苑珠林』「受齋篇第八十九 引證部第二」

菩薩齋日有十戒。第一菩薩齋日不得著脂粉華香

第二菩薩齋日不得歌舞捶鼓伎樂裝飾

第三菩薩齋日不得臥高床上

第四菩薩齋日過中已後不得復食

第五菩薩齋日不得持刀金銀珍寶

第六菩薩齋日不得乘車牛馬

第七菩薩齋日不得捶兒子奴婢畜生

第八菩薩齋日皆持是齋從分檀布施得福。菩薩齋日去臥時。於佛前叉手言。今

日一切十方其有持齋戒者行六度者。某皆助安無量勸助歡喜福施。十方一切人非人等所在勤苦厄難之處。皆令得福解脫憂苦。出生爲人安隱富樂無極

第九菩薩齋日不得飲食盡器中

第十菩薩齋日不得與女人相形笑共坐席。女人亦爾。是爲十戒不得犯。不得教人犯。亦不得勸勉人犯

淨慧が記す通り、『法苑珠林』に菩薩齋日に保つべき十戒について詳しく記されていることが分かる。淨慧は右のように、より深い内容は参考資料を示すなどして、熱心な読み手の次に繋がるような手ほどきを行っている。さらにこの記述から、『法苑珠林』は当時の在家信者が閲覧可能な典籍であったことが分かる。淨慧が参照したと考えられる『法苑珠林』のテキストは、和刻本と黄檗版所収本があることを上巻解題で触れた。そのうち当時版本として広く流通し、現存数も多いのは、和刻本『法苑珠林』である。そのため、在家信者が閲覧する参考資料として淨慧が想定し、さらには、淨慧自身が参照したテキストも和刻本である可能性が高いことが推察されるのである。

ここで、『戒法隨身記』全巻通した『法苑珠林』からの引用件数をまとめておきたい「表3」。各巻で確認できる引用文の件数(儒教関係を含む)は、上巻八十九件、中巻百四十件、下巻百四十四件で、合計三百七十三件であった。そのうち大正新脩大藏經所収の『法苑珠林』と同じ内容が確認できる引用文は、上巻三十四件、中巻五十五件、下巻五十五件で、合計百四十四件であった。実に四割近くの引用文は『法苑珠林』から取られている可能性が高いことが分かる。中巻の解題でも指摘したが、『法苑珠林』は和刻本百二十巻六十冊、黄檗版大藏經所収本も同様に百二十巻ある。淨慧は自ら積み重ねた智見と筆力で「飯をかむで。人にあたふる」(中巻序)ごとく、膨大な情報量の『法苑珠林』をはじめとした数多の聖教・典籍から縦横無尽に引用し編み直すことで、初学者でも容易に理解できるように戒法入門書を完成させた。淨慧研究の第一人者である西田氏は「妙幢淨慧は思想的に何かを生み出したわけではない。ただひたすら、和漢古今の書物に触れ、みずからの論理と倫理にしたがって受容し続け、啓蒙教化にあ

たった。その情熱を支える最も根本的な認識が、「妙は唯その人に存ず」ということにはあつたのではないか¹⁵と指摘され、「妙は唯その人に存ず」とは「物事自体に最初から価値があるのではなく、物事に価値を与えるのも、無価値にするのも、人であるという視点¹⁶」であると解されている。つまり淨慧の真髓は、自らの力によって物事に価値を与えることに情熱を燃やし、そのためにひたすら書物から知識を吸収し、それを活かして啓蒙教化活動にあたるという一貫した姿勢にあるといえよう。『戒法隨身記』でも、並々ならぬ研鑽の積み重ねにより、数多の聖教・典籍の要文を引用し「三帰」「五戒」「八齋戒」の意義を示すことで、その重要性を説くことを果たした。そこには、西田氏が指摘する淨慧の「物事に価値を与えるのも、無価値にするのも、人である」という信念を強く感じることが出来る。

※

最後に、『戒法隨身記』に引用された聖教・典籍の書目及び参考資料として挙げられている書目を「資料1」にまとめた。ここには全百九十九種の書目を見ることが出来る。改めてその数の多さに驚きを禁じ得ない。このうち、今回の一連の調査で、引用文の典拠となるテキストを明らかにできなかった書目について触れたい。上巻では「8華嚴の鈔」「26沙弥戒律儀」「27智旭の見聞録」「51聖徳太子十七憲法」「57浄土宗要」の五件、中巻では「19金壁」「50明慧上人の傳」「52大藏一覽」「63芝苑遺編」「67智旭の梵室偶談」「71繪詩傳」「74弘法大師の遺誡」「75一向宗のおしへ」「83浄土晨鐘」の九件、下巻では「22施食心法」「30天如の祿」「32無住の雜談集」「41達磨大師」「42六祖大師」「46安養尼のうた」「55業疏」「61祖庭事苑」「65曼陀羅の記」「66了誉上人」「72宣驗記」「73太子傳」「75華嚴經并疏」「83芝苑遺編」の十四件が該当する(番号は各巻解題掲載の『引用書目一覽』に拠る)。そのうち後の調査で、上巻「57浄土宗要」は『西宗要』として『浄土宗全書』に見えることが分かった。また中巻の調査から漏れていた「發隱」(中21ウ割注)は『梵網菩薩戒經義疏發隱』として『大日本續藏經』に見えることが分かった¹⁷。さらに、上巻「27智旭の見聞録」中巻「67智旭の梵室偶談」は、和刻本『梵室偶談』(附「見聞録」)において一致する内容が見られたことを中巻解題において既に報告した。この『梵室偶談』の

調査結果から推察されるのは、淨慧は当時数多流通していた和刻本を大いに活用し、参照していたのではないかとのことだ。そのため、右に挙げたテキスト不明の典籍でも、当時和刻本が刊行されているものがあれば、淨慧はそれを参照した可能性があることを指摘したい。

そこで、中巻解題でも参考資料として用いた『法然院光明藏書籍目録稿』(仏教大学浄土宗文献センター編/発行、一九八五)を使用し、テキスト不明の書目が和刻本として刊行されているかについて調査した。法然院光明藏には、江戸時代に国内で刊行された和刻本を中心とした聖教・典籍が収蔵されており、本書はその目録である。淨慧と親交があった忍激(一六四五〜一七一)収集の聖教・典籍も多く含まれているため、淨慧が生きたまさにその時代に流通していた書籍を知ることが出来る。また、『国書総目録』(岩波書店)などに所載がない情報が記されていることもあり、非常に貴重である。そこに、『戒法隨身記』においてテキストが不明であった書目の情報が確認できれば、淨慧が参照したテキストに一步近づくことができよう。

『法然院光明藏書籍目録稿』を調査した結果、上巻の「8華嚴の鈔」「26沙弥戒律儀」、中巻の「52大藏一覽」「63芝苑遺編」「83浄土晨鐘」、下巻の「55業疏」「61祖庭事苑」「83芝苑遺編」(中巻63と同書目)の七書目を確認することができた。左に『法然院光明藏書籍目録稿』所載の書誌情報を紹介する。

○「華嚴の鈔」は『華嚴經疏鈔玄談』として一部(所載部数)、『華嚴經疏演義鈔』として四部、『華嚴經隨疏演義鈔』として一部¹⁸

大方廣佛華嚴經疏鈔玄談 九卷九冊 澄觀 刊 再治

大方廣佛華嚴經疏演義鈔 八十卷五十三冊 實叉難陀譯 澄觀撰 刊

再治

大方廣佛華嚴經疏演義鈔 九卷九冊 澄觀撰 寛文九刊 黄檗版 訓點

有

大方廣佛華嚴經疏演義鈔(玄談) 九卷九冊 澄觀撰 刊

大方廣佛華嚴經疏演義鈔 八十卷八十一冊 澄觀撰 寛文四刊 中村市

右衛門

大方廣佛華嚴經隨疏演義鈔 九十卷二十七册 澄觀撰 刊 黃檗版
○『沙弥戒律儀』¹⁹ 二部

沙弥律儀要略 二卷一册 株宏輯 寛文九刊 田原仁左衛門 頭書 忍
激所持

沙弥戒律儀要略 二卷一册 株宏 寛文九刊 田原仁左衛門 頭書

○『大藏一覽』²⁰ 一部

大藏一覽集 十卷 附目錄一卷 十一册 陳實輯 寛永十九刊 野田庄
右衛門

○『芝苑遺編』²¹ 一部

芝苑遺編 三卷三册 元照道詢集 寛文九刊 村上氏
芝苑遺編 三卷三册 元照 寛文九刊 村上氏

○『浄土晨鐘』²² 一部

浄土晨鐘 十卷六册 周克復 貞享元刊
浄土晨鐘 十卷六册 周克復 貞享元刊

○『業疏』は『四分律刪補隨機羯磨疏』²³として一部

四分律刪補隨機羯磨疏 八卷八册 道宣撰 刊

○『祖庭事苑』²⁴ 一部

祖庭事苑 八卷四册 善卿編正 正保四刊 田原仁左衛門

これらのうち、「華嚴の鈔」の『大方廣佛華嚴經疏鈔玄談』(九卷九册、澄觀刊、再治)と『大方廣佛華嚴經疏演義鈔』(八十卷五十三册、實叉難陀譯、澄觀撰、刊、再治)、並びに「業疏」(『四分律刪補隨機羯磨疏』)以外は、刊年や版元の情報から和刻本であることが分かる。古くは『大藏一覽集』の寛永十九年(一九四二)刊、近くは『浄土晨鐘』の貞享元年(二六八四)刊で、いずれも『戒法隨身記』が刊行された貞享四年(一九八七)よりも前に刊行されており、淨慧が参照した可能性は高い。右の和刻本のうち、『祖庭事苑』(八卷四册、善卿編正、正保四年(二六四七)刊田原仁左衛門)と同版と考えられる普通寺所蔵本に『戒法隨身記』の引用文と同内容の箇所を確認することができたので、実際に比較してみる。(傍線筆者)

『戒法隨身記』(下27ウ)
故に祖庭事苑に云。甘蔗糖堅強にして。石のごとくなる。これを石蜜とな
づくといへり。
かんがゆへ そていしせん いはく かんじやたらけんがう
あまき さちあかくつよく

正保四年版『祖庭事苑』(卷三13オ)

食蜜當作石蜜善見律云甘蔗糟堅強如石是名石蜜也

比較すると、送り仮名や文字が一部異なっている点も見られるが、内容はほぼ一致している。このように、淨慧はこれら和刻本をはじめとした当時の豊かな出版文化を活用し、情報を貪欲に取り入れたことが分かる。そして、その情報供給元としては、淨慧が地藏信仰を通じて深い交流があった忍激収集書籍も多く含まれる法然院光明蔵の蔵書である可能性もおおいに考えられる。

「妙幢和尚略伝」²⁷にある通り、淨慧は彦根藩に仕える医師の家柄に生まれたが、二十四歳にして「頻りに浮世の無常に驚き(中略)宝山頂和尚を拜して、剃髪受戒」し、「鉄眼光和尚に随うて、楞嚴、維摩、法華の三經を研究し」、さらに「出離の要路、浄土の一門に過ずとて、洛東忍激上人に謁した。すなわち淨慧は、自らの意思で黄檗宗の門をくぐり鉄眼の元で学問を重ね、さらに浄土宗の再興に尽力する忍激に拜すため法然院の門を叩いた。当時の黄檗宗は、明末に復興した仏教を携え来朝した隠元(一五九二〜一六七三)が寛文元年(二六六一)に本山となる黄檗山萬福寺を開いたばかりの、新しい風が吹く場であった。明末に再興された仏教の特徴の一つとして、三教(仏教・儒教・神道、中国では道教)一致を説くことによる仏教の庶民化が挙げられる。その思想的原点の一人が雲棲株宏(一五三五〜一六二五)であり、株宏の教えを受け継いだ一人が智旭(一五九九〜一六五五)であった。淨慧にとって、最先端の仏教に直接触れることができた活気溢れる黄檗宗での研鑽は、大変刺激的であったであろうし、後の旺盛なる執筆活動を見ると、おそらくそのような活気溢れる場に、自ら選んで身を投じたのであろうと考えられる。実際に淨慧は『戒法隨身記』において度々、株宏と智旭の著作を引用しており、明末仏教から大きな影響を受けたことが分かる。

さらに、浄土の教えを請うための先達として選んだ忍徹も、浄慧が熟慮の末、門を叩いたと考えられる。その後、浄慧と忍徹は地藏信仰を通して親交を篤くする。さらに忍徹は、雲棲株宏の『自知録』を和刻本として出版するなど、浄慧と同様に明末仏教から強い影響を受けていることから、その点でも二人に深く通じるころがあったと推察される。そういった篤い交流の中、忍徹の人脈により収集された唐土や本朝の聖教・典籍を閲覧する機会に恵まれることが、浄慧にもあったであろうことは想像に難くない。このような新しい仏教の風が吹く活気溢れた環境の中で生まれたのが『戒法隨身記』であった。

(大久保)

〔注〕

- 1 妙幢淨慧編『八斎戒隨身記』は中井徳治郎(大阪市)が発行人となり明治十四年(一八九一)に刊行された。国会図書館デジタルコレクションで画像データが公開されている。(https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/816977)
- 2 別名『斎別受八戒作法』、『斎別受戒作法』、『国書総目録』(岩波書店)によると江戸時代前の写本類は現存不明だが、寛文十一年(一六七二)、延宝九年(一六八一)、貞享三年(一六八六)に刊行された版本が現存しており、『日本大蔵経律宗章疏二』(日本大蔵経編纂会編、日本大蔵経編纂会、一九一六)において活字化されている。
- 3 八斎戒関連各書の刊行情報については、国文学研究資料館「日本古典籍総合目録データベース」を参照した。(https://basel.nijl.ac.jp/~tkoten/) なお、『八斎戒勸善要門』の瑞光は、醍醐寺寛順より伝法灌頂を受け、下野蓮華院に住した真言僧。『八斎戒作法連珠記』の洞空(慈泉)は、浄土宗西山派安養寺の性寛(慈空)のもとで出家、受戒し、のちに性寛を嗣いで安養寺の住持となった浄土僧である。
- 4 西田耕三氏『近世の僧と文学―妙は唯その人に存す』(ぺりかん社、二〇一〇、二七七～二八八頁)
- 5 『国書総目録』(岩波書店)によると、『八斎戒作法』は『日本大蔵経戒律宗章疏二』(日本大蔵経編纂会編、日本大蔵経編纂会、一九一六)に活字化されている。しかし実際に、国立国会図書館所蔵の同書を確認したところ、『八斎戒作法』の本文は割愛されており(理由不明)、同書所載の『斎別受八戒作法要解』や『八戒作法得道鈔』において『八斎戒作法』の本文を確認することができる。なお、今回の調査にあたっては国立国会図書館デジタルコレクションで公開されている『日本大蔵経戒律宗章疏二』所載の寛深撰述『斎別受八戒作法要解』(貞享三年(一六八六)刊)を参照した。(https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/952638)
- 6 下巻では智旭からの引用が「智旭の云」(下10ウ)、「智旭註して」(下21ウ頭注)、「知旭禪師の云」(下29ウ)、「智旭云」(下33オ)として四件確認できた。そのうち、「知旭禪師の云」(下29ウ)、「智旭云」(下33オ)は和刻本『梵室偶談』(宮島コレクション所蔵)で同じ内容が確認できた。
- 7 『佛説六齋精進功德經』(延宝三年(一六七五)書写、名古屋大学附属図書館所蔵)を参照した。なお、本書は「新日本古典籍総合データベース」にて公開されている。(https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100240701/viewer/1)
- 8 『沙弥律儀要略』(株宏輯、天保八年(一八三七)刊、京都大学附属図書館蔵経書院文庫所蔵)を参照した。なお、本書は「新日本古典籍総合データベース」にて公開されている。(https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100303010/viewer/28)
- 9 『訓讀延命地藏菩薩經』(不空訳、此村欽英堂、一九一一)を参照した。なお、本書は国立国会図書館デジタルコレクションにて公開されている。(https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/817601)
- 10 『佛説地藏菩薩發心因縁十王經』(釋藏川撰、江戸前期刊)を参照した。なお、本書は国立国会図書館デジタルコレクションにて公開されている。(https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2542700)
- 11 調査には「SAT大正新脩大蔵経テキストデータベース」(http://21dtk.ln-tokyo.ac.jp/SAT/)を使用した。『戒法隨身記』は和文であり、大蔵経は漢文で記されているため引用文と典拠元のテキストが完全に一致することはなく。そのため、引用文中のキーワードとなる漢字の固有名詞や仏教用語をいくつかピックアップして検索を行った。また、浄慧が参照した可能性がある黄檗版大蔵経(詳細は上巻解題を参照)等と、今回使用する大正新脩大蔵経は、収録されている聖教・典籍の文面が必ずしも一致するとは考えないが、固有名詞や仏教用語の表記方法は大きく異なることはないかと仮定し、あくまでも調査の導入として「SAT大正新脩大蔵経テキストデータベース」を使用した。今回は儒教関係の典籍は、調査の対象外とした。
- 12 『法苑珠林』は寛文九年(一六六九)、同十二年(一六七二)に和刻本が出版されている。なお、浄慧が参照した可能性がある黄檗版大蔵経にも『法苑珠林』は所収されている。浄慧がどちらの『法苑珠林』を参照したかについてはさらなる調査が必要である。
- 13 調査にあたっては、国文学研究資料館所蔵の寛文九年版(一六六九)『法苑珠

- 林』を参照した。同書は国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」で公開されている。(https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/200016832/viewer/2762)
- 14 大正新脩大藏經所収『法苑珠林』と和刻本『法苑珠林』は、細かい漢字表記や訓点の有り無しなどの差異はあるが、内容に大きな違いは見られないため、便宜上、調査には「SAT大正新脩大藏經テキストデータベース」(http://21dzk.l.u-tokyo.ac.jp/SAT/)を使用した。
- 15 西田耕三氏『近世の僧と文学―妙は唯その人に存す』(ぺりかん社、二〇一〇、一一〇頁)。
- 16 注14同書、三六九頁。
- 17 中野達慧氏「ほか」編『大日本續藏經 靖国記念』(藏經書院、一九〇五―一九一〇)所収『梵網菩薩戒經義疏發隱』巻四の「第二飲酒戒」の項で引用文と同内容の箇所を確認できた。ちなみに『法然院光明藏書籍目録稿』(仏教大学浄土宗文献センター編/発行、一九八五)には『梵網經心地品菩薩戒義疏發隱』(五巻五册、株宏、承応四(一六五五)刊、秋田屋平左衛門)一部の所載があり、浄慧の時代に和刻本が流通していたことが分かる。
- 18 『華嚴の鈔』は『華嚴經疏鈔』であると推察。『仏典解題事典』第二版(水野弘元氏(ほか)編著、春秋社、一九七七)の『大方廣佛華嚴經疏演義鈔』の解説(二〇五―二〇六頁)によると、「澄觀(七三七―八三八)は先に『八十卷華嚴』の注釈書である『華嚴經疏』六十巻を著した」その後、この『華嚴經疏』をさらに詳しく解説したのが本書(『大方廣佛華嚴經疏演義鈔』)である。「わが国では寛文四年(一六六四)に百巻として『経疏』の文と『演義鈔』の文とが対応して刊行された。初めの九巻は著者の華嚴思想の綱要を述べたもので、玄談として珍重されている。」とある。『法然院光明藏書籍目録稿』では、和刻本として刊行が明記されているのは寛文四年(一六六四)刊の『大方廣佛華嚴經疏演義鈔』(中野市右衛門)と、寛文九年(一六六九)刊の『大方廣佛華嚴經疏演義鈔』(黄檗版)が確認できる。また、国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」では寛文十三年(一六七三)刊の『大方広仏華嚴經疏演義鈔』(善通寺所蔵本(鉄眼版))が確認できる。なお、『大正新脩大藏經』にも『大方廣佛華嚴經疏』として經疏部に所載があるが、『戒法隨身記』で触れられている内容の文面を探し出すことはできなかった。
- 19 国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」では、天保八年(一八三七)刊の京都大学附属図書館蔵經書院文庫所蔵本が確認できるが、『法然院光明藏書籍目録稿』にある寛文九年(一六六九)刊の情報は未収載であった。なお、京都大学附属図書館蔵經書院文庫所蔵本において、『戒法隨身記』の引用文と同内容の箇所を確認できた。(https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100303010/viewer/35)
- 20 国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」では、慶長年間(一五九六―一六一五)刊の宮内庁書陵部所蔵本、寛永十九年(一六四二)刊(西田勝兵衛刊行)の静岡県立中央図書館葵文庫所蔵本、同年刊(野田庄右衛門刊行)の光藤益子氏所蔵本などが確認できる。刊行年、刊行元、巻数などから、光藤益子氏所蔵本が『法然院光明藏書籍目録稿』掲載の『大藏一覽集』と同版と見られる。
- 21 国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」では、寛文九年(一六六九)刊の大阪府立大学学術情報センター所蔵本が確認できる。刊行年、刊行元、巻数が『法然院光明藏書籍目録稿』掲載の『芝苑遺編』と一致することから同版と見られる。
- 22 国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」では『浄土晨鐘』の情報確認できなかった。
- 23 国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」では、『四分律刪補隨機羯磨疏』として西教寺正教藏文庫所蔵本が確認できる。『法然院光明藏書籍目録稿』掲載本と巻数は一致するが、どちらも刊年、刊行元不明で同版かは判別できない。
- 24 国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」では、正保四年(一六四七)刊の善通寺所蔵本などが確認できる。善通寺本は、刊行年、刊行元、巻数が『法然院光明藏書籍目録稿』掲載の『祖庭事苑』と一致することから同版と見られる。
- 25 翻刻にあたっては、国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」で公開されている善通寺所蔵本の画像データを参照した。(https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100197396/viewer/163)
- 26 関口静雄氏「妙幢淨慧撰『佛神感應錄』翻刻と解題(一)」(『学苑』九百二十二号、二〇一七年八月)所載「解題」。
- 27 妙幢淨慧編『十善戒法論』(享和三年版)第一巻巻頭所載。藤谷厚生氏「黄檗僧妙幢淨慧とその戒律論書について」(『四天王寺大学紀要』五十号、二〇一〇年九月)に翻刻文が掲載されている。
- 28 西村玲氏「日本近世における不殺生思想―雲棲株宏の受容と影響―」(『印度學佛教學研究』第六十二巻第二号、二〇一四年三月)、松永知海氏「『観修作福念仏図説』の印施と影響―獅谷忍激を中心として―」(『佛敎大学大学院研究紀要』第十五号、一九八七年三月)などに詳しい。

No.	書名	正式書名(大正新脩大藏經所載書目番号)	著者	大正新脩大藏經所収部	回数
1	涅槃經	大般涅槃經 (0374)	曇無讖譯	寶積部・涅槃部	5
2	隨舍迦經	優陀夷墮舍迦經 (0088)	—	阿含部	
3	興正菩薩の八齋戒の文	八齋戒作法 (一)	興正菩薩 (叡尊)	—(日本大藏經戒律宗章疏二所収)	3
4	處胎經	菩薩從兜術天降神母胎說廣普經 (0384)	竺佛念譯	寶積部・涅槃部	
5	優婆塞戒經	優婆塞戒經 (1488)	曇無讖訳	律部	2
6	俱舍論	阿毘達磨俱舍論 (1558)	世親造 玄奘譯	毘曇部	2
7	觀經	佛說觀無量壽佛經 (0365)	曇良耶舍譯	寶積部・涅槃部	2
8	法苑珠林	法苑珠林 (2122)	道世撰	事彙部・外教部・目錄部	5
9	正法念處經	正法念處經 (0721)	瞿曇般若流支譯	經集部	
10	長阿含經	長阿含經 (0001)	佛陀耶舍譯 竺佛念譯	阿含部	2
11	律／律部	四分律 (1428) など	佛陀耶舍譯 竺佛念譯	律部	2
12	沙彌尼戒經	沙彌尼戒經 (1474)	—	律部	
13	善惡所起經	佛說分別善惡所起經 (0729)	安世高譯	經集部	
14	五百問	法華五百問論 (一)	湛然撰	—(已續藏經所収)	2
15	僧祇律	摩訶僧祇律 (1425)	佛陀跋陀羅譯 法顯譯	律部	
16	毘羅三昧經	—	—	—	
17	智旭／知旭禪師	梵室偶談 (一) ほか	智旭著	—	4
18	智度論	大智度論 (1509)	鳩摩羅什譯	釋經論部	4
19	成實論	成實論 (1646)	訶梨跋摩造 鳩摩羅什譯	論集部	3
20	儒の教	貞觀政要 (一)	吳兢編	—	
21	摩德勒伽論	薩婆多部毘尼摩得勒伽 (1441)	僧伽跋摩譯	律部	
22	施食心法	—	—	—	
23	棟寶藏經	雜寶藏經 (0203)	吉迦夜譯 曇曜譯	本緣部	
24	布施經	佛說布施經 (0705)	法賢譯	諸宗部	
25	譬喻經	舊雜譬喻經 (0206)	康僧會譯	本緣部	
26	輪轉五道經	輪轉五道罪福報應經 (佛說罪福報應經 (0747) 所収)	求那跋陀羅譯	經集部	
27	華嚴經	大方廣佛華嚴經 (0278)	佛馱跋陀羅譯	法華部・華嚴部	
28	毘婆沙論	阿毘曇毘婆沙論 (1546)	迦旃延子造 五百羅漢釋 浮陀跋摩譯 道泰譯	毘曇部	
29	日記故事等	二十四孝 (一) など	—	—	
30	天如の祿	—	—	—	
31	樓炭華嚴經	大樓炭經 (0023) ?	法立譯 法矩譯	阿含部	
32	無住の雜談集	雜談集 (一)	無住著	—	
33	宗鏡錄	宗鏡錄 (2016)	延壽集	諸宗部	
34	薩遮尼乾子所說經	大薩遮尼乾子所說經 (0272)	菩提留支譯	法華部・華嚴部	
35	六齋精進功德經	佛說六齋精進功德經 (一)	—	—	5
36	處々經	佛說處處經 (0730)	安世高譯	經集部	
37	齋法經／佛說齋經／齋經	佛說齋經 (0087)	支謙譯	阿含部	5
38	舍利弗問經	舍利弗問經 (1465)	—	律部	2
39	中阿含經	中阿含經 (0026)	瞿曇僧伽提婆譯	阿含部	
40	薩婆多論	薩婆多毘尼毘婆沙 (1440)	—	律部	4
41	達磨大師	—	—	—	
42	六祖大師	—	—	—	
43	善導大師	往生禮讚偈 (1980)	善導集記	諸宗部	

No.	書名	正式書名(大正新脩大藏經所載書目番号)	著者	大正新脩大藏經所収部	回数
44	法句經	法句經(0210)／法句譬喻經(0211)	法救撰 維祇難譯／法炬譯 法立譯	本緣部	
45	四十二章經	四十二章經(0784)	迦葉摩騰譯 法蘭譯	經集部	
46	安養尼のうた	—	—	—	
47	善生經	佛說善生子經(0017)	沙門支法度譯	阿含部	
48	發覺淨心經	發覺淨身心經(0327)	闍那崛多譯	寶積部・涅槃部	
49	菩薩受齋經	菩薩受齋經(1502)	聶道真譯	律部	
50	宗要	菩薩戒本宗要(1906)	太賢撰	諸宗部	
51	慈恩大師	大乘法苑義林章(1861)	窺基(慈恩)撰	諸宗部	
52	四分	四分律(1428)	佛陀耶舍譯 竺佛念譯	律部	3
53	十誦	十誦律(1435)	弗若多羅譯 羅什譯	律部	2
54	五分	彌沙塞部和醯五分律(1421)	佛陀什譯 竺道生譯	律部	
55	業疏	四分律刪補隨機羯磨疏(一)	道宣撰	—	
56	資持記	四分律行事鈔資持記(1805)	元照撰	律疏部・論疏部	6
57	行事抄	四分律刪繁補闕行事鈔(1804)	道宣撰	律疏部・論疏部	3
58	傳燈錄／五燈會元／永明の延壽禪師の傳／僧那禪師／闍夜多尊者	景德傳燈錄(2076)	道原纂	史傳部	5
59	大集經	大方等大集經(0397)	曇無讖譯	大集部	
60	善見論	善見律毘婆沙(1462)	僧伽跋陀羅譯	律部	2
61	祖庭事苑	祖庭事苑(一)	睦庵善卿撰	—	
62	滄山禪師	袁州仰山慧寂禪師語錄(1990)	語風圓信編 語風圓信編	諸宗部	
63	犍陀國王經	犍陀國王經(0506)	安世高譯	經集部	2
64	大無量壽經	佛說無量壽經(0360)	康僧鎧譯	寶積部・涅槃部	
65	曼陀羅の記	—	—	—	
66	了譽上人	—	—	—	
67	雲棲大師	沙彌律儀要略(一)	雲棲株宏輯	—	
68	觀念法門	觀念阿彌陀佛相海三昧功德法門(1959)	善導集記	諸宗部	
69	釋書	元亨釈書(一)	虎関師鍊著	—	
70	天地本起經	—	—	—	
71	四天王經	佛說四天王經(0590)	智嚴譯	經集部	
72	宣驗記	宣驗記(一)	劉義慶撰	—	
73	太子傳	—	—	—	
74	金剛寶戒章	金剛寶戒章(一)	法然述	—(統淨一三所収)	
75	華嚴經并疏	—	—	—	
76	上生經	佛說觀彌勒菩薩上生兜率天經(0452)	沮渠京聲譯	經集部	
77	慈恩の疏	觀彌勒上生兜率天經贊(1772)	窺基(慈恩)撰	經疏部	
78	延命地藏經	延命地藏菩薩經(一)	不空訳	—	
79	十王經	佛說地藏菩薩發心因縁十王經(一)	釋藏川撰	—	
80	賢愚經	賢愚經(0202)	慧覺譯	本緣部	
81	本願經	地藏菩薩本願經(0412)	實叉難陀譯	大集部	
82	提謂經	提謂波利經(一)	曇靖著	—	
83	芝苑遺編	芝苑遺編(一)	元照作 道詢集	—	

〔表2〕 各章における主な典拠文献

一	八齋戒の功德の事	八齋戒作法・法苑珠林
二	殺生戒の事	法苑珠林
三	偷盜戒の事	引用なし
四	不婬戒の事	八齋戒作法
五	妄語戒の事	引用なし
六	飲酒戒の事	法苑珠林
七	不坐高廣大床戒の支	法苑珠林
八	不着華鬘香衣等の戒の事	法苑珠林・八齋戒作法
九	不非時食戒の事	法苑珠林・八齋戒作法
十	持齋に三段の心得ある事	法苑珠林
十一	八齋戒從他の威儀の事	引用なし
十二	同自誓の作法の事	法苑珠林
十三	五戒八戒勝劣の事	法苑珠林
十四	受戒の前の惡意樂の事	法苑珠林
十五	戒を受とほつする貴人心得の事	法苑珠林
十六	受戒の日意樂をつゝしむべき事	法苑珠林
十七	受戒の夜臥に了簡ある事	法苑珠林・菩薩戒本宗要
十八	齋戒を持日ごとくうけるとうけざるとの二説ある事	菩薩戒本宗要
十九	少食と齋の間の心得の事	四分律行事鈔・十誦律・彌沙塞部和醯五分律・魔訶僧祇律
二十	少食の因縁の事	釋氏要覽
廿一	朝粥を食する時分の事	法苑珠林
廿二	時節はやく齋をなしたるにハ功德ある事	四分律行事鈔資持記
廿三	齋の後わきまふべき事	佛說齋經・四分律刪繁補闕行事鈔
廿四	非時にのむべきものゝ事	法苑珠林
廿五	石蜜の辨の事	祖庭事苑・四分戒本疏・四分律行事鈔資持記
廿六	齋戒をうけし日の心持の事	佛說齋經
廿七	禪宗持齋の例を引事	景德傳燈錄・法苑珠林

廿八	淨土宗持齋の證據をあぐる事	佛說觀無量壽佛經・佛說無量壽經
廿九	非時食の事	景德傳燈錄・元亨釈書・六齋精進功德經
三十	六齋日の因縁の事	法苑珠林・六齋精進功德經・八齋戒作法・延命地藏菩薩經・佛說地藏菩薩發心因縁十王經・賢愚經
三十一	六齋日の事	引用なし
三十二	十齋日の事	地藏菩薩本願經
三十三	八王日の事	法苑珠林
三十四	三長齋の事	釋氏要覽

〔表3〕 『戒法隨身記』 引用文件数（儒教關係を除く）及び『法苑珠林』と内容が一致する件数

	上 卷	中 卷	下 卷	合 計
全引用文件数	89	140	144	373
法苑珠林該当件数	34	55	55	144
法苑珠林引用率	38%	39%	38%	39%

〔資料1〕『戒法隨身記』引用及び参考書目 目録 ※同巻内で既出の書目は表記を略した。また、参考書目には*印を付した。

戒法隨身記三歸章

孔子 心地觀經

僧護經 大乘義章

釋氏要覽 薩婆多論

智度論 法華經

觀佛三昧經 涅槃經

優鉢祇王經 梵網經

付法藏經 出家功德經

十輪經 梵網經古迹

善生經 法句喻經

悲華經 正法念處經

七佛經 灌頂經

楞伽經 *應法師

淨土宗要 五辛報應經

優婆塞戒經 寶性論

玄贊 歸敬儀

般若燈論 菩薩本行經

業報差別經 增一阿含經

寶積經 隨願往生經

沙弥戒律儀 智旭見聞録

大緣經 佛藏經

賢愚經 報恩經

舊集比喩經 阿育王經

毗尼母論 觀經

太子十七憲法 阿弥陀經

五辛經 楞嚴經

僧祇律 十誦律

*行宗記

華嚴の鈔

法苑珠林

金剛三昧經

本願經

禱警噓經

大集經

希有校量功德經

處胎經

善見論

華嚴經

善導大師

五分律

太賢集要

達磨尊者

繪詩傳

*一枚起請

一向宗おしへ

契經

佛祖統記

*十疑論

往生十因

群疑論

良忠上人

善導大師

優鉢羅華比丘尼本生經

圓覺經

觀念法門

*金剛寶戒章

法然上人

永觀律師

樂邦文類

淨土集要

*曇鸞論註

那先比丘問佛經

佛說須賴經

金光明經文句

淨土晨鐘

大悲經

大智度論

佛說須賴經

六齋精進功德經

俱舍論

觀經

沙彌尼戒經

律

成實論

五百問

摩德勒伽論

輪轉五道經

樓炭華嚴經

處々經

六祖大師

善生經

四分

資持記

祖庭事苑

本業經

*止觀

*撰擇集

*語灯録

法然七固憲法

智旭梵室偶談

智旭

儒の教

譬喻經

天如の禄

樓炭華嚴經

處々經

六祖大師

善生經

四分

資持記

祖庭事苑

健陀國王經

觀念法門

四天王經

上生經

本願經

賢愚經

華嚴經并疏

天地本起經

了譽上人

觀念法門

四天王經

上生經

本願經

戒法隨身記五戒章

薩遮尼乾子經 觀經

鼻奈耶律 楞嚴經

律 俱舍論

往生要集 法苑珠林

高柴 方等經

五分律 因果經

論語 利涉の疏

善戒經 禪秘要經

正報の偈 六祖大師

梵網經 發隱

大莊嚴論 明慧上人傳

義寂梵網疏 十住毘婆沙論

七佛經 灌頂經

華嚴經 法華經

文殊問經 入楞伽經

涅槃經 瑜伽戒本

雜寶藏經 金鑿

正法念處經 唯識竝訣論

薩婆多論 摩德勒伽論

瑜伽論 提謂經

智度論 成實論

大日經 遺教經

天台疏 大賢

未曾有經 大藏一覽

正法分經 十輪經

優婆塞戒經 十誦律

法華經

入楞伽經

五燈會元の第二

世親の撰論

孟子

大集經

千佛名經

禮記

增一阿含經

正報の頌

四分律

諸經要集

程伊川

芝苑遺編

戒法隨身記八齋戒章

涅槃經

興正八齋戒作法

法苑珠林

善惡所起經

僧祇律

施食心法

華嚴經

無住雜談集

舍利弗問經

善導大師

發覺淨心經

十誦

行事抄

五燈會元

大無量壽經

雲棲大師

宣驗記

慈恩疏

提謂經

芝苑遺編

隨舍迦經

佛說齋經

優婆塞戒經

俱舍論

觀經

沙彌尼戒經

律

成實論

五百問

摩德勒伽論

輪轉五道經

樓炭華嚴經

處々經

六祖大師

善生經

四分

資持記

祖庭事苑

健陀國王經

觀念法門

四天王經

上生經

本願經

賢愚經

華嚴經并疏

天地本起經

了譽上人

觀念法門

四天王經

上生經

本願經

賢愚經

全百九十九種

〔解題〕『懺悔通用』について(下)

妙幢淨慧は閻浮提に生きる出家も在俗も、その一挙手一投足、またわずかな心の動きさえもが罪科を生じ、それがやがて未來際まで続く墮地獄の起因であり、その罪科を消滅するためにはひたすらの修懺悔が必須であると考えていた。多くの在俗はもちろんだが、ことに持戒持律を忘れた僧と僧界、また生まれながらに五障三従を身にまとうとされた女人たちに対して修懺悔を繰り返して懲慙したのである。釈迦の説かなかった五障がいっしかわが国に定着し、遠く『梁塵秘抄』に「女人五つの障あり」と詠われた今様法文歌が、現代においても著名な音楽家によって洋楽曲として作曲される無頓着さは、いまだ女性蔑視の固陋な女性観が清算克服されていない証左であろう。そうした女人罪業観・女人不淨観、またそれと女人禁制の思想が混沌と融合し、さらに儒教の女人三従の教えが綯い交ぜとなって浸透した女性蔑視の風潮は、わが国現代社会においても今なお各界に頑迷に残存する悪弊であるが、それは近世社会を広く覆った血盆経信仰の影響にもよるのであって、女人救済を謳う血盆経が巷間に流布浸透すればするほど却って悪弊を型枠に押込め固めてしまったのである。女人済度を念願した淨慧も『懺悔通用』に「夫女人ハ五障三従の罪重橋慢人我の相深し外をかざりて人をまよはし内へつらひて心ねたましこゝをもつて無量の罪をつくる」(17オ)と記しているから血盆経信仰の直中にいたことは明らかで、「血盆経」の要旨を、

血盆経にはく目連尊者神通をもつて血盆地獄を通り給へる地獄の中に血の池あり潤八万四千由旬なり池の名ハ皆血なり其中に無量の女人有獄卒くろがねの繩を以て罪人をしばりくろがねのかせを入れ鉄棒にてううちやくし血をもつて是をのましむ其苦ミ見るにしのびず目連獄主に問曰く是何の罪のいたす所ぞ獄主對ていはく是即閻浮提の女人身の障産のけがれつしまずして地におとし堅牢地神の頂をけがし又は不淨の衣を流れにあらいて人知らずして此水をくみて仏神に捧ぐかくのごときの罪によつて今此せめをうくと目連是を聞世尊に告給ふ世尊もろくの女人に教へて三寶を供養し懺悔を修せしめ血盆経を書しめて此地獄の苦ミをまぬがれしめ給ふ(17オウ)

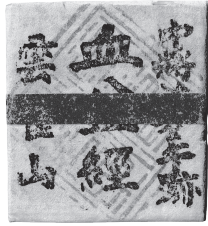
と訓読説示し、続けて「韋提化夫人は佛力によつて西方極樂淨土を觀想し八歳の龍女ハ妙法を證じて南方無垢世界に連往す」(18オ)と女人の身でありながらめでたく往生極樂を遂げた先達として韋提化夫人と八歳の龍女を挙げ、さらに「唯一心に無始より以來輪廻の業障罪惡煩惱發露懺悔し奉願は仏力法力菩薩力賢聖力懺悔不可思議力を以て衆罪霜のごとくに消結業氷のごとくに解て今よりさつて菩提にいたるまでかくのごときの諸罪あえておかさざらん事を」(18オ)等々と、唯一心の發露懺悔と併せて衆罪如霜露・必至菩提の所願を奉ずることを懲慙したのである。なお淨慧が女人五障三従の所説を受け容れ、「血盆経」を説いてその所説を勸化していたことは右の通りであるが、女人済度を謳う多くの勸化僧や遊行聖・熊野比丘尼たちが「血盆経」の受持・書写・誦誦を勧める風潮にあって、しかし淨慧はそれにはまったく触れず、ひとり「唯一心の發露懺悔」を勸化懲慙していたことは留意しておいてよい。

わずか四百二十余字の「血盆経」は、十世紀以降に中国で民間仏教經典として成立したいわゆる偽経で、室町期にはすでに伝来し流布していたようであるが、それが近世には血盆経信仰の流布拡大にもなって膨大な数の「血盆経」が版行された。血盆経信仰の発信拠点として著名な越中立案の内宮蘆峯寺・外宮岩峯寺や下総我孫子の大龍山法性寺(後、正泉寺)をはじめとして在々所々の寺院から、折帖装の袖珍経本として、あるいはまた一枚刷護符として版行されたのである。たとえば信州善光寺の大勸進等順が印施した経本を例示しよう。縦十六糎・横七糎ほどの袖珍経本で、表紙題簽に「佛説大藏正教血盆経」とある。

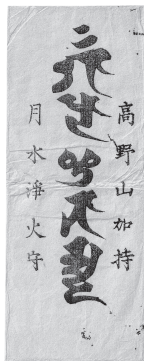
佛説大藏正教血盆経

如是我聞一時佛在鹿野園中。與大比丘衆。千二百五十人俱。余時目連尊者昔日往到羽州追陽縣。見一血盆地獄。潤八萬四千由旬。池中有二百三十三件事。鐵梁。鐵柱。鐵枷鐵索等。見南閻浮提。女人許多。被頭散髮。長枷枉手。在地獄中。受其苦痛。獄卒鬼王。一日三度。將血勸。教罪人喫。此時罪人。不甘伏喫。遂被獄主。將鐵棒打。作叫聲。目連悲哀。問獄主。不見南閻浮提。丈夫之事。受此苦報。只見許多女人。受其苦痛獄主答師言。不干丈夫之事。只是女人。產時下血露。汚觸地神頂。並穢汚衣裳。將去。洗溪

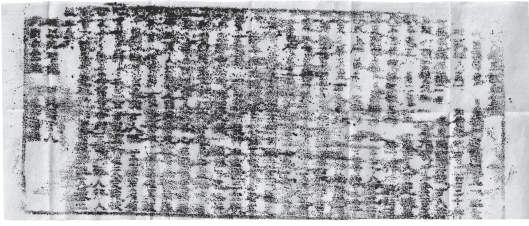
あることは明らかだ。注目すべきは「秘咒」すなわち「陀羅尼」であって、上掲等順施本に「血盆経」と「陀羅尼」の間に細字をもって「また陀羅尼あり是を共によみ書写すべしまたハ右の経をよみかめる人ハ此陀羅尼ばかりなりともよむべし」とあるが、法性寺の後継正泉寺においては「血盆経」とは別に「陀羅尼」が単独でも版行されていたのであって、それは「印施縁起」に「血盆経」を「若よみ得ず書ゑぬ人ハ心の懐に納べし」という勧奨と軌を一にしている。書写・読誦をせずともよく、ただ懐中に受持しているだけで効験利益があると説いているのである。ここに「血盆経」またその「陀羅尼」が、教本ではなくもっぱら秘符護符として版行された経緯を知ることができる。その一例を挙げよう。宮島コレクションに次のような資料がある。



①



③



②



①『血盆経』は五種ほどの方形に体裁された護符で、包紙の表に「中将姫手跡／雲雀山」とあり、裏には鶴質亀形の「釈迦如来親手華判」印が捺されている。紀州有田の浄土宗西山派雲雀山得生寺が出したもので、得生寺は中将姫の遺跡寺院として今も四月の中将姫会式には二十五菩薩供養が行われている。護符には金色の帯封があつて、開き見ることを禁じている。すなわち秘符であつて、中に蓮絲曼陀羅を織って極楽往生を遂げた中将姫が手ずから書写したという一枚刷の「血盆経」が収められている。磨滅した版木からの摺り出しで、判読できる数字句から辛うじてこれが「佛説大藏正教血盆経」本文と四句の願文「願以此功德、普施諸女人、同出血盆池、往生安楽国」と判断できる。これと同体裁の護符は各地諸寺から出されていて、表に単に「血盆経」とあるものや、それに「女人成仏」「女人守護」「三業浄除」「不浄除」などの注記が加えられているものもあり、包中の護符が梵文の血盆経や陀羅尼・光明真言・六三除、また朱刷の地藏菩薩御影・観世音菩薩御影であつたりと多様であるが、知る限り例外なく嚴封された秘符であつて、披見を許さぬばかりか読誦・書写をも禁じているがごとくである。

②『血盆陀羅尼』は「下総一部村／正泉寺／龍宮出現」とあつて、これが下総我孫子の「女人成仏道場」曹洞宗大龍山正泉寺が出したものと知れる。正泉寺は弘長三年（一二六三）鎌倉幕府執権北条時頼の娘法性尼が開基した真言宗法性寺を応永年間（一三九四―一四二八）に君津真如寺の俊峰周鷹（永正三年（一五〇六）歿）によって曹洞宗正泉寺に改められたと伝わる。この一枚刷の地藏菩薩の御影が添えられた『血盆陀羅尼』は中興和尚が夢想によって龍宮界から得たものという。正泉寺は「血盆経」はじめ法性尼の御影札や血脈も版行しているが、それを説明した一枚刷の『女人成佛月水不浄除血盆経略縁起』を出している。この略縁起には上掲等順印施の『佛説大藏正教血盆経』には見えない「月水」の二文字があることに注意せられる。等順印施本は女人不浄の主因に産時の下血を挙げているが、それよりも月水を不浄の第一とする考え方が強調されているのであつて、それはとりもなおさず「女人」の意味する範囲が拡大していたことを意味するからである。

◎『高野山加持月水浄火守』は高野山の何坊が出したもののか不明だが、⁴同様のものが山麓の弘法大師母公阿刀氏玉依御前ゆかりの萬年山慈氏寺慈尊院から蔵版されていた。慈尊院のものは『月水之大支』と称するもので『高野山加持月水浄火守』と同じく如意輪観音の御影が添えられている。ともにこの加持された護符守を懐中すれば月水中であっても常火が許されるところである。『月水之大支』を称する護符守は信州善光寺でも出されていたが、それは弥陀三尊の梵字を記し、往生極楽を祈願する趣旨のものである。いずれも披見を許さぬ秘符の体裁が施されている。『月水之大支』は修験が常用した修法の一つであり、こうした月水護符の流通に少なからず修験の介在があったものと推量される。なお常火は法火に対すもので、日常の家事に用いる火に聖性を含ませた謂いであろう。

※

月水は月のもの・月の障り・月事・月経・経水・花水・月華などと呼び、これにまつわって種々の禁忌を生じたが、それが鎌倉時代にはすでに広く上下に定着していたことは日蓮の『月水御書』⁵に明らかだ。鎌倉に住む大孝三郎の妻からの教導を請う消息に、文永元年（一二六四）四月十七日付の返書で日蓮は次のように応えている。三郎の妻を「日域辺土（にちいきんへんど）の小嶋に生まれ・五障（しやう）の雲厚（うんこう）うして三従の・きづな（きづな）に・つながれ給へる女人などの御身として法華経を御信用候は・ありがたし」と呼びかけ、三郎の妻の「日ごと（にちごと）に三度づつ七つの文字を拝しまいらせ候事と、南無一乗妙典と一万遍申し候事とをば日ごと（にちごと）にし候が、例の事に成つて候程は御経をばよみまいらせ候はず、拝しまいらせ候事も一乗妙典と申し候事も・そらにし候は苦しかるまじくや候らん、それも例の事の日数の程は叶うまじくや候らん、いく日ばかりにて・よみまいらせ候はんずる」という質問に、「日蓮粗聖教を見候にも酒肉（しゆにく）・五辛（ごしん）・婬事（いんじ）などの様に不浄を分明（ぶんめい）に月日をさして禁めたる様に月水をいみたる経論を未だ勘（かん）へず候なり、在世の時多く盛んの女人・尼になり仏法を行ぜしかども月水の時と申して嫌はれたる事なし」「されば印度・戸那（しな）などにも・いたく（いとく）いむよしも聞えず」と教示するが、しかし「但（ただ）し日本国は神国なり此の国の習として仏・菩薩の垂迹不思議に経論（きんろん）にあひ（あ）にぬ事も多く待るに・是をそむけば現に当罰あり」

「仏法の中に随方毘尼（ずいほうびに）と申す戒の法門は是に当れり、此の戒の心はい（こころ）たう事かけざる事をば少少仏教にたがふとも其の国の風俗に違ふべからざるよし仏一つの戒を説き給へり」と云い、「若し然（しか）らば此の国の明神・多分は此の月水をいませ給へり、生を此の国にうけん人人は大に忌（い）み給うべきか」と示唆している。日蓮自身は「但し女人の日の所作は苦しかるべからず」と月水時の仏道修行を肯定しているが、しかし我が国は神国であり、明神は月水を忌むのであり、その国の風俗に違わぬようにせよというものも仏戒の一つであり、また法華経を信じず、女人の身の不浄を理由に法華経を忌避させようとする輩もいるから、それをよく斟酌して「月水の御時は七日までも其の気の有らん程は御経をば・よませ給はずして暗（くら）に南無妙法蓮華経と唱えさせ給い候へ、礼拝をも経にむかはせ給はずして拝せさせ給うべし」と教導している。

大学三郎妻の消息に「例の事に成つて候程は御経をばよみまいらせ候はず」などとあって、月水をめぐる禁忌の具体相が窺われるが、釈迦一代の聖教にも月水時の仏道修行を禁じた形跡のないことを説きながら、詳細不明な「随方毘尼（ずいほうびに）と申す戒の法門」（出拠不明）を持ち出して世間の風潮や趨勢を斟酌するよう教導した日蓮はやはり五障三従の障壁を乗り越えられなかったと見える。その要因の背景には日本国が神国であるという意識が強く影響していたのであって、それは妙幢淨慧にも共通する。我が国神明は不浄を嫌うとされていて、現在でも月水中の女性神職の出仕を禁じている古社があり、宮中の賢所においてはこれが今も厳重に守られているようである。⁶

海彼の土耳古・希臘・独逸などではかつて経血を酒や珈琲に滴して媚薬にしたと伝え、印度では生殖神湿婆を描くに画工は経血の附着した腰巻を用いたと云い、わが国でも関西地方の農村では経血の附着した若い娘の腰巻を首に巻いて寝ると風邪が一夜で治ると信じられていたという。月水が不浄なものではなく、かえって清浄なものとされた例であるが、さらに性願宥快撰『宝鏡鈔』⁸（永和二年（一三七五）成）に「是（こ）レ邪法（じやほう）ノ濫觴（らんさう）ナリ」と烙印され、「其ノ宗義者（そんごうしや）以（も）テ男女陰陽ノ道（だう）ヲ爲（な）ス即身成佛ノ之秘術（ひじゆつ）ト成佛得道ノ之法（ほつぽつとくだうのほつぽつ）無（な）シト此外（こゝろ）ニ」と喝破された立川流は平安時代末期から江戸時代中期にわた

って隆盛したが、誓願房心定撰『受法用心集』(文永五年(一一二八)成)によると、立川流においてはその鬮體本尊の建立に嚴重な作法が行われ、本尊完成後は、「其の中ニ種々ノ相應物祕符ヲコメ又薄ヲ押シマンタラカキ和合水ヲヌル事皆如ノ前月輪ノ面ニ行者持念ノ本尊ヲ書クエノ具ニテカクヘシ裏ニハ朱ヲサスヘシ已ニシタテナハ女人ノ月水ニ染タル絹ニテ九條ノ袈裟ヲ作テツ、ムヘシ九重ノ桶ノ中ニ入テ七重ノニシキノ袋ニ入テ頸ニカケテ持念スル」如レ前」という。至聖の鬮體本尊を月水で染めた絹織の九帖袈裟で保衛したのである。あるいは邪流と誹謗された立川流であり、その宗義と行儀は特異なものではあるが、平安時代末期から江戸時代中期にかけてながく隆盛した立川流において、月水を清浄なるものとされてきたことは注意しておいてよい。

また夙く塚田信壽氏『月水護符の研究』¹⁰が指摘されたように、富士講異端派六世で身祿派祖の食行身祿(二六七—一七三三)が月水清浄・男女同等を説いていたことも注意されてよい。食行は享保十八年六月十三日、富士山五合五勺目にある烏帽子岩の入定窟に入り、その三十五日後の七月十七日に絶命したが、その間随従の弟子北行鏡月こと田辺十郎右衛門豊矩父子に「十一日の巻」を口述し、記録せしめた。その『不二行者食行録』六月十四日条に「人間母の胎より生る事。貴賤露よりおこり胤とす。是月の移り玉ふなり。日とまりて血とまる也。是日移り玉ふなり。よつて月日合體となつて真玉備る。是仙元大菩薩なり。五ヶ月にして東西南北中央定る是すねなり。此五句にて御山野像となる御山の姿をもつて五體とす。十月にして止る所の水。汐みちて月出る時。人生る是によつて経水を月水といふ。此水を不浄也と忌の理甚以て誤る所なり人生ぜんために與へ玉ふ水なれば花水と御名付。かつて忌み玉はず。かへつて清浄の水なり。」等々と講じている。人がこの世に生ずるための、清浄の水なのであるから花水というのである。食行は既存の仏説・伝説・地名などを換骨奪胎して自説を構築した民間の富士行者であるが、女人五障三従を受容せず、月水清浄・男女同等を説いたことは当時のあつては革新的であつた。しかし食行の言説がどれほど衆庶巷間に流布浸透したものか明らかではない。食行とほぼ同時代を生きた妙幢淨慧が終生女人五障三従の呪縛から脱することができなかつたように思われるので、食行の発想の柔軟さが際立つ。淨慧は上野

池之端近辺を往来したが、食行はそこから至近の駒込に居住し活動の拠点としていた。角行(一五四—一六四六)以来、江戸市中を経徊する御師や講員の光景を時折は眼にしていたと思われるが、淨慧は富士講の教義と食行の存在を知らなかつたのだろうか。

なお淨慧が「血盆経」に触れた上掲の本文中に「是即閻浮提の女人身の障産のけがれつゝしまずして地におとし」というのは、等順印施の『佛說大藏正教血盆経』に「只是女人。産時下血露」に相当するところだが、文脈から「女人身の障」は月水の意と解釈できるから、とすれば淨慧が直接閲覧した「血盆経」は等順印施の『佛說大藏正教血盆経』とは別系統のテキストであつたと考えられる。また『懺悔通用』冒頭に淨慧は「本願経云」として「閻浮提の衆生は足をあげ念を動するもこれ罪にあらずといふ事なし」と訓読した一文を引いている。「本願経」は実又難陀訳『地藏菩薩本願経』と思われ、それを収める大正新脩大藏経所収本(上下二卷十三品)や嘉興蔵(万曆版大藏経)所収本(上中下三卷十三品)によると、訓読文に該当する原文は如來讚歎品第六の「南閻浮提衆生舉止動念。無不是業無不是罪。」で、大正蔵本も嘉興蔵本もまったく同文である。しかし「足をあげ」に該当する語句は原文になく、原文の「無不是業」に相応する訓読がない。わずかな齟齬ではあるが、淨慧が直接閲覧依拠したテキストを短絡即座に大正蔵所収本や嘉興蔵所収本などとするにはためらいが生ずる。ただ揚州磚橋刻経局刊『地藏菩薩本願経』(上中下三卷十三品)が「南閻浮提衆生舉歩動念無不是業無不是罪」と「止」を「歩」としているが、「足をあげ」には相当しない。あるいは和刻本に據つたかと思われるが、その可能性のもっとも高い黄檗版すなわち延宝元年(一六七三)黄檗山宝蔵院版(上下二卷十三品)も大正蔵経本や嘉興蔵本と同文であり、『懺悔通用』以後に出た元禄十二年(一六九九)鶴飼市兵衛・小島勘右衛門版(上下二卷十三品)も同様である。『懺悔通用』書写者の誤写とも考えられるが、その書写底本である版本を閲覧する機を得ず、今はそれを証明する術がない。なお勢州松坂の天台真盛宗教主山来迎寺二十七世荷寮妙有(一七八—一八五四)が兼帯していた宇治山田の撰取山善光寺摩尼閣から天保四年(一八三三)春に再刻印施した亮太撰『地藏菩薩本願経和詳』¹⁴には

「閻浮の衆生身を動し念を生ずるに。罪業ならざるハなし。」とあって、その底本を改変した『地藏菩薩本願經』の和刻本が流通していたことを推量させる。淨慧は地藏信仰鼓吹の嚆矢であり、『懺悔通用』を撰述したころ、その座右に置いていたはずの『地藏菩薩本願經』の常用テキストだけでも分明にしたいが、上述のようにいまだ果たせずにいる。淨慧が閱覽依拠したテキストを求めて大久保美玲氏が本誌本号にも解題せられているが、これをはじめ淨慧について闡明すべき課題は限りなく多い。

前回に続き、『戒法隨身記八齋戒章下』の巻尾に付して掲載する。(関口)

注

- 1 無刊記。宮島コレクション蔵。
- 2 等順の行実については東叡山寛永寺護国院蔵『東叡山護国院歴世年譜』・同『東叡山護国院小傳集』・叡山千手院義有訥堂撰『新撰仏舍利験伝』・御代田町文化財審議委員会編『天明三年浅間山大焼記録集』(一九六九年八月、御代田町教育委員会)等に據る。
- 3 船橋市西図書館蔵。
- 4 玉依御前が九度山に創建し、没後蓮華谷に移されたという三宝院か。
- 5 堀日亨氏編『日蓮大聖人御書全集(下)』(二〇〇五年八月(拡大版)第五刷、創価学会)に據る。
- 6 高谷朝子氏『宮中賢所物語』(二〇〇六年一月、ビジネス社)。
- 7 福井正憑氏『月華物語』(一九三六年十一月、サイレン社)。
- 8 明暦三年正月刊、中村五郎衛門開版。宮島コレクション蔵本に據る。
- 9 国文学研究資料館新日本古典籍総合データベース画像(善通寺所蔵本)に據る。
- 10 塚田信壽氏『月水護符の研究』(一九三七年六月、粹古堂)。
- 11 信州大学近世日本山岳関係データベース画像(信州大学蔵本)に據る。
- 12 東京大学学術資産等アーカイブポータル画像(同館蔵嘉興蔵本)に據る。
- 13 早稲田大学図書館古典籍データベース画像(同館蔵本)に據る。
- 14 宮島コレクション蔵本に據る。

〔翻刻凡例〕

- 一、『戒法隨身記』の底本には貞享四年(一六八七)正月刊、洛陽永田長兵衛版を採り、『懺悔通用』は宮島コレクション蔵写本を底本とした。
- 一、可能な限り原文の表記を尊重し、明らかな誤りもそのまま翻刻した。
- 一、合字は「ㄗ」(コト)のみ採り、以外は通行の表記に改めた。
- 一、「ㄱ・巳・巳」「玉・王」等の混用字体は文意をとって適字を置いた。
- 一、頭注はその文頭に※を付し、字体を変えて本文中の該当箇所に入した。
- 一、判読不能の文字は字数分の空格(□)を置いた。
- 一、半丁ごとに丁数を示し、各話間に空行を置いた。

戒法隨身記 八齋戒章

下

「下表紙

「下表紙見返

戒法隨身記八齋戒章序
夫八齋戒の利益大哉。いかなとなれば。涅槃經に説給へる。波羅奈國に廣額といへる屠兒あり。屠兒ハ云日ここに無量の羊をころしぬ。時に舍利弗にま見えて。一日一夜八齋戒をうく。此因縁によつて。命おはりて後。北方毗沙門天王の子と生れきと。誠惡人滅罪の神術。下根相應の良藥なり。佛法修行の世人。まづこれを持すんバ。あるべからず。故に隨舍迦經に。佛の曰十六の大國の中なる珍寶物を。僧に施あたへんより。齋戒をうるること。一日一夜の功德すぐれたり。齋戒ハ人をして。出世の道を得せしむ。賤寶のミを用るハ。人をして道を得せしむる事「下01オあたはず。今我佛道をうる事ハ。本此八齋戒よりおこれりといへり。かゝる奇特の要法。ひろく世に行はれざるハ。何ぞや。これ併末世宿善の拙によるといへども。抑又我輩の罪にあらずや。所謂夜光の玉。むなしく卍和が袖にかくれ。赤梅檀ひとり牛頭の峯にほふならじ。惜哉傷哉。こゝに佛説齋經及六齋精進功德經等。近ハ興正菩薩の八齋戒作法の類。幸に世に傳れり。間又これを註する人あり。これを講ずる人あり。これを授る人。又すくなからず。然ども四辯八音にあらざれば。聾者遠鄙の耳に入がたく。佶屈聱牙の字なれば。童蒙兒女の目にくらし。

こゝにをいて。略聖教の要文を集め。これを和字となして。「下01ウ漫に梓に鏡。冀ハかの法をきくことあたはざる人も。これを一覽せば。初て須達が寶藏に入。字義を辨ざるも。しばくこれをもてあそばさ。おほへず芝蘭の薰にそまん。これよりして進バ。遠ハ佛説の奧義を極。近ハ興正の流に。激事。此處なしといふべからず。然則小補なきにしもあらず。請和字なるをもつて。輕忽にすることなかれ。涅槃經に云。法に依て人によらざれ。義に依て。語によらざれと。それこれを思へよや。因てこれを序とす

于時貞亨三丙 寅稔九月節後書于洛陽旅邸

求化幻人淨慧禱首百拜恪述 「下02オ

(目丁) 「下02ウ

戒法隨身記八齋戒章目錄

- 一 八齋戒の功德の事
二 殺生戒の事
三 偷盜戒の事
四 不婬戒の事
五 妄語戒の事
六 飲酒戒の事
七 不坐高廣大床戒の支
八 不着華鬘香衣等の戒の事「下03オ
九 不非時食戒の事
十 持齋に三段の心得ある事
十一 八齋戒從他の威儀の事

- 十二 同自誓の作法の事をなづくしせい
- 十三 五戒八戒勝劣の事かい かいせうれつ
- 十四 受戒の前の悪意樂の事じゆかい まへあくいげう
- 十五 戒を受とほつする貴人心得の事かい うげん きにんころえ
- 十六 受戒の日意樂をつゝしむべき事じゆかい ひいげう
- 十七 受戒の夜臥に了簡ある事じゆかい よふし れうかん「下03ウ
- 十八 齋戒を持日ごとにくるとうけざるとの二説ある事さいかい たもちひ
- 十九 少食と齋の間の心得の事せうじき としき あひだこころえ
- 二十 少食の因縁の事せうじき いんえん
- 廿一 朝粥を食する時分の事あさかゆ じき じぶん
- 廿二 時節はやく齋をなしたるにハ功徳ある事じせつ としき
- 廿三 齋の後わきまふべき事とき のち
- 廿四 非時にのむべきものゝ事ひじ
- 廿五 石蜜の辨の事せきみつ べん
- 廿六 齋戒をうけし日の心持の事さいかい ひ こころもち「下04オ
- 廿七 禪宗持齋の例を引事ぜんしゅうちさい れいひく
- 廿八 淨土宗持齋の證拠をあぐる事じゆつとしゅうちさい せうこ
- 廿九 非時食の事ひじしき
- 三十 六齋日の因縁の事さい いんえん
- 三十一 六齋日の事さい
- 三十二 十齋日の事さい
- 三十三 八王日の事わつ
- 三十四 三長齋の事ちやうさい「下04ウ

戒法隨身記下。 八齋戒章

一 興正菩薩の八齋戒の文に云。夫地獄餓鬼畜生の報をうくる事ハ。罪をつくるの輕重により。淨土人天の生をうるハ。偏に戒の淺深に答たり。こゝをもつて法性の空に翔にハ。戒をもつて。翹とし。菩提の道に趣にハ。戒をもつて足とし。生死の海をわたるにハ。戒をもつて船とし。功徳の林を成ずるにハ。戒をもつて地とす。就中此八齋戒ハ。持間。わづかに一日一夜の短程なれども。無量無邊の利益。説盡べからずといへり。たとへば年月はへしげりたる草の根をぬきて。一日の中。日に干なばかれしぼむがごとく。されば無始より以來。心地をひしげりたる「下05オ煩惱の叢を。齋戒の利劍にて。相續の根をたち。般若の日にさらし。心地清淨ならしむ。あにこゝろよからざらんや。故に處胎經に云。八齋戒ハ是諸佛の父母なりといへり。優婆塞戒經云。若人あつて。四大寶藏の中にみてる。七寶をもつて。人に布施して。うるどころの功徳より。一日一夜。八戒を受持功徳すぐれたり。夫八戒をうくる人ハ。五逆罪を除て。餘の一切の罪悉皆消滅す。善男子。是八齋戒ハ。すなはちこれ。無上菩提を莊嚴するの璽珞なり。かくのごときの齋ハ。すでになしやうして。しかもよく無量の功徳を得。若なしやすき事あるを。しかもなさざる。是を放逸と名づくといへり文に五逆といへるハなんぞ父をころし。母をころし。佛の身より血をいたす。然るにいま世に肉身の佛いませず。或ハ卒都婆をやぶり。石佛をくだき。佛像經卷等を惡心をもつて。そこなへる科。これ佛の身より血をいたすに同じ。故に俱舍論にこれを同類罪とす。又ハ阿羅漢僧をころし。和合僧をやぶると。これハ僧衆和合してよりあひ。法を行ひ道を修し居るを。中言をいひ。いろく妨をなす等。これ即五逆罪にして。無間地獄の業なりつゝしむべし。もしこれをおかす人ハ。よく善知識にたよみて。深心至誠に懺悔すべし。つゝまみかくすべからず。かくすハ「下05ウ」※破和合僧ハ。佛在世に提婆達多。この逆罪をつくれり。つゝまみ罪をあけて比喩はん。實の破僧罪をつくれるものなけん。下に釈するところハ。同類罪するのミ。涅槃經の偈に云。若無上道の為に。一日一夜の中。八齋の法を受持バ。即不動國に生ずといへり。按ずるに不動國といへるハ。觀經に云。若一東方阿閼佛の淨土なり。又觀經に云。若一日一夜八齋戒をうくれば乃至戒香薰修す。かくのごときの行者ハ。命をは

らんとする時。阿彌た仏諸の眷属と。金色の光を放て。七寶蓮華を持し。行者の前にいたり給ふを見る。行者自聞に。空中に聲あつて讚嘆してのたまはく。善男子三世の諸佛のおしへに隨るをもつてのゆへに。我等。汝をむかふとの給へり。其外八齋戒を受て下06才持功徳。委するすにいとまあらず。此に八僅に數件をあげて。引入の寶藏をひらく耳。夫八齋戒といつば法苑珠林云。齋とハ。齋といへる心なり。齋がたき心。惡を止善修する心をもつて。持齋すれば也。

二 第一殺生戒

一切の生類、蟻蚤の類まで。慈悲心をもつてころさざる是也。委くハ五戒の章後の四戒も又。※おほへずあやまつてころすハ罪とならず。正法念處經に五種の殺生にならざることを出これならへ。せり。進行にいらずして虫をふ。ミコウ等なり。しかれども。かねて用心ハあるべきことにぞ。

三 第二偷盜戒

一粒の米一枚の紙までも。ぬしあるを理なくとるべからず。いかに況や大盜をなさんをや。

四 第三不姪戒

常在家の五戒ハ。邪姪を制す。此八齋戒ハしからず。一切の下06ウ姪欲を禁ず。是をもつて。興正菩薩。此戒を讚して云。此八種の禁戒ハ。三世の如來。必在家の弟子の爲に。出家の法を制し給ふ。是故に徳無漏に同く。行離欲を兼たり。在家にをいて。已に其分に過たり。自心を勵して。常にこれをつとむべしといへるハ。此等の戒あるをもつての故乎。

五 第四妄語戒

いつはりをいはざる也。惡口兩舌綺語も。此中にこもれり。惡口とハ。

人畜ともに惡口せず。兩舌とハ。人の中をあしくいひなし。或ハ其人の前にてハ褒。後にてハ毀のたぐひ是也。綺語とハ。所謂言を巧し。色をよくして。へつらひ戲の類是也。委ハ五戒の章とてらし見るべし。下07才

六 第五飲酒戒

一滴も酒をのむべからず。人にもすゝめあたふべからず。長阿含經にハ。飲酒に六の失を説。律の名句に十の過をあげ。沙彌尼戒經。并に善惡所起經にハ。三十六の科をのす。前に列ぬる所の智度論の説と。粗相同じければ。略してしるさず。よろしくこれをいましむべし。

七 第六不堅高廣大床戒

一尺六寸より高く。廣さ四尺にすぎ。長八尺にすぎる美麗なる床にのぼり。或ハ又かゝる床に起卧して。過奢風流に心を逞すべからず。阿含經にハ。八種の床に坐することを禁。一にハ金もてかざれる。二にハ銀をちりばめたる。三つ下07ウにハ象牙のるいを。もちひたる。四つにハ角のたぐひにて莊嚴したる。五にハ。佛菩薩と同坐し。六にハ師匠若ハ我より徳たかく。位尊。年長せる等の床。七にハ父の床。八にハ母の床是なり。此ハ是上一人より。下士庶人にいたるまで。儉に処して奢をやめ。又ハ傲慢をおさへ。冥加をおもはしめ。恩をしらしむるならじ。按ずるに臥具等にいたるまで。綾羅錦繡のたぐひ。用ゆべからず。此日ハものごとへりくたり心をよしとす。

八 第七不着花鬘香衣并歌舞作樂故往觀聽戒

夫女人ならば。髪に花かつらをさげ。瓔珞等をかざるの類をなさず。然れども是ハ和國のならばしにあらず。例してこれをいはゞ金のさしぐし。玳

瑁の艶に。簪の晝て鮮なる。又ハ縮緬綾子。綉羽二重等の。色よくあらたに染なせる「下08オをもつて。頭をつゝミ。身をよそほひ。面に白粉をいろどり髪に香油をぬるの類髪ゆふべからず。要をもつてこれをいはゞ。人の愛着を引べき程の粧をなすべからず。又男女を論ぜず。身に香をたき。匂袋。香の玉等。これをいましむべし。かの末利夫人ハ。波斯匿王の后なれども。此八齋戒をうけたまへる日ハ。別の宮殿にうつり。身のかざりをおろし。素服して。如法清淨に持給ひしと也。かゝる貴人だに。法を重じ。戒を尊給へる事。かくのごとし。況や末世の賤身にして。此戒に値遇の縁これ有事。所謂貧人の寶を得。飢者の食をうるに似たるもの乎。うしなふべからず。かろんずべからず。心をつけて。これを守るべし。但し身を「下08ウきよめて。三寶へちかづかんが為の心にて。あたらしき衣服を着するハ。科ならず。却て功德を生ずべし。僧祇律に云。齋日にハ優婆塞をよびて。身を淨行水し。淨衣を着せよとあれば也。淨衣とハあたらしく。又ハ又もとよりきなれたる衣裳ハ。少模様ありとて。その色ふるめかしく。さして人の目にかゝらざるハ。くるしからじ。故に俱舍論に云。ふるぎにあらざるかざりをなさゞれ。なにをもつてのゆへに。若常に用るところの莊嚴ハ。人の心をミたさざるがゆへにといへり。但人によく見えられんなどおもふ。名利愛着の心よりこれを着バ。たとひ衣の色ハ。ふりたりとも。心のいろハ。あたらしとやいはむ。もしかゝる念あらば愧てこれを制すべし。又「下09オウたをうたひ。あるひハ舞躍。及琴笛太鼓との。萬心を狂す鳴物のるい。又ハ歌舞妓操の類。是ミな魂をとばし氣をとろかす。かやうの事。勿論自なすべからず。他のなすをも。見きゝにゆくべからず。もししらずして。その処に行かゝり。たゞ耳に入目にふるゝ程の事ハ。くるしからざるべし。文に故にとあれば。わざゝこのむで。

見きく事をぞいましめたまへるなれ。それも愛し樂で。そこに立とまり。又ハ其座に滞て。望心あるハあしかるべし。所詮かゝる縁にあひなば。戒を念じてとくすぎ去。何となく。その座をたちのくべし。凡人の本心をとりうしなひ。迷をおこし。業をつくるハ。かりの身をつくろひて。「下09ウ男女互に愛執にまどひ。僅なる有為の樂に着し。ばされたる事をこのミて。殊勝に靜に清かなる事をきらへるによれり。眞實穢玉をいとひ。淨土をねがふ心あらば。あだなる樂。なにゝかはせん。早く九品の蓮臺に座して。瓔珞細軟のすがたをかざり。青蓮華。白蓮華香。微妙清淨の匂に薰じ。聖衆のしらべ給へる。簫笛の法音をき。歌舞の菩薩の奏給へる妙曲に。心を慰さめんとぞ願べけれ。又佛事によつての音樂を。見きく事ハ。いふにおよばずくるしからず。たとへバ伶人の舞。跏趺養の類のごとし。然共興正菩薩の云。佛法の事によつて。歌舞音樂をミきく事ハ。制の限に非ども。なをねがひ着すべからずとい「下10オヘリ。按ずるに基ハ。戒文にあらずといへとも意樂よからざれば。此日ハ無用たるべき殊にうち入てハ。おぼはずして。妄語をいひ。盜をもなし。うたをもうたひ。諍などもおこるべければなり。

九 第八不非時食戒ハ。按ずるに佛說齋經にハ。第六の戒と。第七の戒と。前後せり。又毘曇論に苑珠林等にハ。第七の戒を分て二戒とし。此戒をもつて九の戒とせり。第八の戒に合。成實論。及智度論。法ハ。興正菩薩のつくり給へる。八齋戒の作法につらぬる処を用ゆ。彼此文相。少し増減あれども義をいいてハ。たがふこ。五百問に云。日中以後。一切かたちあるものを食すべからずとなし。齒を用るものを。僧祇律に云。午の日影。一瞬一髮程もすゞれば。即是非時なりといへり。毗羅三昧經に。世尊慧法菩薩に告て曰。食に四種あり。旦ハ天の食時。午ハ法の食時。暮ハ畜生の食時。夜ハ鬼神の食時なり。佛ハ六道の因縁をたち。三世の佛に同じ給へるがゆへに。日中法の食時を用ひて。餘の食時を用ひ給はずといへり。智旭の云。日中ハ中道を表す。中道の外。更にもとむる処なし。「下10ウこゝをもつて。佛弟子た

るものハ。佛に隨順して。中道實相第一義諦に合んとす。あに餓鬼畜生食を食慣。貪る心をして。たえざらしめ。又悪趣に陥んや。智度論にいはいく。昔一の沙彌あつて。常に酪といへる味に貪着す。遂に身死して後。酪を入たる瓶の中の虫となりしとなり。又成實論に云。若飲食を貪れば。死して則。死屍の中の虫となるといへり。されば常にすぐれてすき好ものあらば。制してこれを絶つべし。いはゆる木ハかたぶく方へ倒心ハ縁に引れて移なれば。謹ずんバ有べからず。然に今山菓野菜の潔。香漿。甘羹の珍なるも。なを口をあかしめ。腹をミたしむるにたらず。朝にハ江海の鱗を割。夕べにハ園林の「下」才翼を炙。これあに貪の中の貪にして。罪の上の罪にあらざや。早一念の誤をひるがへして。一日にても。至心に。此戒を持。今までの罪科を悔て。菩提の因をうへ給へかし。一朝眼光地にをちて。泥裂の底に沈なば。悔るとも益なかるべし。又恩をしり冥加をおもふことをいはゞ。わづかに一粒の米穀も。皆是民の膏より出生す。かの耕よりはじめて。早苗とるころ。若又早する時ハ。炎風があつく。夏日の長に。昼ハ終日背をさらして。耘に暇あらず。夜ハ終夜眠を忍んで。水を入に疲にたり。又霖雨洪水のをりからハ。塘をふせぎ。井溝をとほし。こゝろをなやまし。身を勞す。而してこれをかり。これをほし。打磨等のくるしミより。いま飯となる「下」才にいたるまで。更に幾ばく人の辛苦ぞや。智度論に云。一鉢の飯をはかるに。作。夫汗をながす。集合てこれをたくらべバ。食ハ少汗ハ多んと。誠なる哉。ことにいはんや。牛馬を。くるしめ。おほくの虫をころせるをや。いかんぞ安然として貪り食し。刺味のとのほらざるにをいてハ。漫に婦を罵。僕を打。其口にかなへるにいたつてハ。節事しらず。放。に飽満し。徒。睡眠す。これあに坐餓鬼畜生の業をつくるに非や。

儒の教に云。一食ごとに。稼穡の艱難を思ひ。一衣ごとに。紡績の苦勞を觀せよと。まして況や。佛道にをいてをや。故に摩德勒伽論云。若食をうる時ハ。一口ごとに。念をなし。衣をうる時ハ。きるたびごとに。念をなせといへり。又食時の「下」才五觀ハ。僧ハ勿論。心あらん在家。あにこれをしらすらんや。されば延喜の帝ハ。民の飢寒をおしはからせ給ひて。寒夜に御衣を脱せ給ひ。貞觀皇帝ハ。御膳たゞ野菜のミとこそきし。かゝる万乗の主だに。下の苦を覺しめして。震襟をやすんぜさせ給はず。かゝる慈悲心おはします御事。これぞ誠に民の父母として。よく佛の掟にも叶はせ給ふといひつべし。しかもいはんや凡俗の身として。おごりをきはめ。放逸にふるまひ。徒に口腹のミを。あかしめば。宿福もはややくつき。佛神の加護もあらざらまし。神明の御供三祇春の御事。おおもはざらんや。所謂かれが世にありし時。慳貪強して。自の物をほどこす事をおしミ。下「下」才嫉妬ふかきゆへ。他の好事をきらひにくむ。これらの業によつて。今餓鬼道におちたりき。夫施食心法にいへらく。餓鬼の中に。永劫にも。水の名飲食の名をだに。きく争を得ざるものあり。たまく食を得。水をうるといへども。皆猛火となる。乃至碗鉢の音をきひてハ。頓に饑火をまし。頭延て食を望といへり。今僧中食時に。碗鉢の音をなざじとまさん事をあはれミて也。鹿心しかる。然に我等ハ。前生の福因によつて今衣食自由の果をうけ。ものハこれを信ぜじ悲哉。然に我等ハ。前生の福因によつて今衣食自由の果を受たれども。しらず我生々の父母。世々の兄弟。及眷属。廣くハ乃至一切衆生。今や餓鬼道に陥て。飢渴の為にせめられ。泣て古墳林叢に吟らん。かれが苦を。おもひやらバ。いかんぞ我輩。安樂に貪食するに忍んや。今若慳貪にして。「下」才三施心なくハ。我亦かれがごとく。餓鬼道に落なんと。一たびハかれを憐。一たびハ自を觀じ。慈悲心をもつて晩に食すべき分を法界に施。是を菩提に廻向せば。其功德固に大なるべ

し。施ところハ纒なれども。心を用る処廣大なるによつて也。故に
棟寶藏經に云。我佛法の中にハ。唯善心を貴。珍寶を貴ずといへり。
又布施經に云。廣大の心をもつて施せば。廣大の福を得るといへり。譬
喻經に云。一日持齋すれば。六十萬歳。餘の糧ありといへり。輪轉五道
經の偈云。一を施して。万倍を得。安樂にして。壽命長といへるハ。
これこのいひか。又或ハ人間と餓鬼界と。幽明処へだれば。我たとひ
施心ありといふ共。かれあにうけんやといへるハ。下13ウ是心の妙用を聞
ざる人の言なり。いかなとなれば此心即是法界。法界即是此心。々の
外に法界なく。法界の外に心なし。ひとり餓鬼界のミならんや。十法界。
本一心に具足せり。故に我彼に施さんとほつするの一念。即已に餓鬼
界に通ず。本彼此なし。あに前後あらんや。華嚴經に云。心佛及衆生。
是三無差別と是也。所謂家母指を嚙ば。遙に孝子の心痛。人君像をき
ば。遠逆臣の首落。これなんとかいはん。たゞ感應の妙。一心の通ずる
処。不可思議なるにあらずや。※家母指をかむの事。王日記故事等に出入。又人君像をきば。君像をきるの義。天如の録に見へたり。若其證をい
はゞ。毘婆沙論に云。餓鬼の爲に福をなせば。鬼飲食をえて。亦身をやし
なひますといへり。如法の施餓鬼を修せば功德増多から。夫龍王の通力だに。よく一滴
の水を轉じて。大雨と下14オなす。樓炭華嚴經に云。娑竭龍王ハ。須弥山
の北。大海の底に住す。乃至心に隨て。雨を降すといへるハ是也。況
三寶の威神力を加するに一撮の飯も。遍法界にミたざらめや。かの諸葛
孔明ハ。一壺の酒を流に入れて。三軍の咽をうるほせり。是一滴にもあたら
ざれども。士卒ミな其下をあはれミ。勞をいたはるの仁恩を感じて。遂に
死を善道に守て。生伸達をはしらしめたり。いかにいはんや。佛弟子と
して。平等の慈悲心に住し。餓鬼の苦を念じて。さらにいやしむる心な
く。眞の心にてこれを施さば。たゞこれをうくるのミにあらず。かれその

恩をわすれんや。按ずるに夷堅志にのす。崔公度といへる人少よりこの
むで施餓鬼をなせり或下14ウ 時夜行に。馬よりをちて。夢のごとくありし
所に。いづくよりか人あつまりていへるハ。是我等に常に施をなせる。
崔公度にあらずや。此たびたすけずんバあるべからずと。即各自願
巻をときて。崔公度が頭をつゝミ。看病いとねんごろなり。かくしてや
うやく。人心地つきたれば。手にうちより。馬にいだきせて。かの家
にをくりとゞけ。いづくともなく化しさりぬ。崔氏ふしぎのおもひをな
て。かのかうべをつゝミしものを。ときて見れば。日來施餓鬼の時に用ひ
たりし。黄なる紙の幡にてありけるとぞ。又無住の雜談集に。或寺の下部
米炊度ごとに泔を餓鬼に手むけるに。これをうくるよしつけしことあ
り。下15オそれに。よりに利益をえしことをしるせり。これあにかれ。う
けずといはんや。恩をしらずとしもいふべけんや。又命にかぎりあるが
ごとく。一生の飲食も。ミな定ある事涅槃經にとき給ふがごとし。云
衆生命あれども。食つきて死するものあり。按ずるに。今。飲食豊饒にして。つねに足。又食あれども。
命數つきて死するものあり。按ずるに。今。飲食豊饒にして。つねに足。又命と食と同じ
くつくるものありと。按ずるに。今。老病不かるがゆへ。しゆきやうやく。故に宗鏡錄にハ。晋公の飲食を。
冥使かねてこれをしるして。其分限をしらしめ。法苑珠林にハ。法慶
の餘命いまだ三年ありしかども。食物已に盡て。荷葉ばかりの食分のこ
りしことをのせたり。たとひ持齋をこそなさずとも。あに下15ウ飽まで貪
り。恣に食せんや。唯今生の福分を縮むるのミにあらず。かねてハ。
未來の悪報をまねく。恐ざるべけんや。故に薩遮尼乾子經の偈に云。
食を噉こと。はなはだ人に過れば。身重して懈怠多。現世未來世。身に
をいて大利を失といへり。又持齋の功德をいはゞ。六齋精進功德經に
云。一日持齋する人ハ。六十萬劫の間衣食自在の果報をうくと。又云。

善生女がごとくに。月の六齋日を敬。持齋して。香華を三寶に供養じ奉り。衣食を衆僧卑人に施す。六十種の功徳を得んといへり。又處々經に云。日中以後食せざるに五福あり。一にハ姪欲うすく。二にハ臥事すくなく。三にハ一心を得。四にハ下風すくなく。五にハ身安穩にして。下16才病をおこさずといへり。現世すでに此利あり。當來あにたものしからずや。故に齋法經に云。たとへば天下の十六大國の中にミチたる。もろくの寶。その數多してはかりがたきも。佛の持齋法をうくる福徳にくらぶれば。一豆程なりといへり。又優婆塞戒經に云。彌勒出世の時。百年持齋せんより。今五濁の世に。一日一夜持齋する功徳。すぐれたりといへり。言ハ世已に末法に入て。邪智のものハ。多く。正信のひとハ。すくなし。毀人ハ牛毛よりもしげく。肯ものハ。麟角よりも稀なり。然るに今一念の信を發して。佛語を疑ず。他の妨をかへり見ず。慕直にこれを受持んもの。寧信心堅固の大丈夫にあらず。下16ウザや。誠に修しがたきをよく修し。作がたきをよく作謂べし火中の蓮なりと。宜哉。其功徳のすぐれたる事也

十 凡又持齋するに。三段の心得あり。一にハ今日持齋して。明日の食巧をするを。牧牛齋とも。放牛児齋ともいへり。たとへば牛飼童が。けふハ此野に牛をかひぬ。明日ハその野の草なん。青やかにしげりたれば。とく行てんだおもふがごとく。明日ハかの家にいたりて。馳走にあはんとねんじ。又ハ此料理をがなとねがふ。食欲あるゆへに。心けがれて大成利益を得ず。九心なれば此念定ておとるべし。慳慳を生じて。尼韃とハ外道の「下17才名なり。これ邪法をまなびて。持齋する也。舍利弗問經に諸の婆羅門すら。非時食せず。外道梵志も邪命食せず。况我弟子。

法をしり行じながら。然も持齋せざるべけんやととき給へば。外道にも持齋の法有と見えたり。然れども趣邪なれば。正道にあらず。三つにハ聖八支齋とも。按ずるに聖ハ聖道。支ハさくゆるとよめり。八は佛法齋とも。戒の聖道をもつて。齋法をさへもつころなり。佛佛法齋とも。按ずるに關ハとさしとよめり。八の悪をと。八齋戒とも名づく。これ即八戒を受持て。清淨に持齋す。これを佛の正道とす。宜くこれを守るべし。股の持齋の事。中阿含經。又ハ佛說齋經に見えたり。こゝにハ意をとりてこれを記

十一 夫八齋戒を受とおもはゞ。身を淨威儀を具し。下17ウ恭しく戒師につひて。教に任て如法にこれをうくべし。これを授るの法。はゞかりあれぼしるさず

十二 若又戒師なくハ。佛前にて。自誓てこれを受よ。故に成實論。又ハ薩婆多論にも云。若他より受縁なくハ。心に念じ口となへて。佛より是をうくべしといへり。扱うけんとおもはゞ。早朝より起て。身を淨佛前にいたつて。香華燈明等を供養じ。我日未つくりし罪科。心閑に思ひつらねて。能至心に發露懺悔し。五鉢を地に投て。謹で禮拜せよ。按ずるに達磨大師ハ。輕々しき心。我慢の心をもつてハ。佛道を成就する事かたしとの給ひ。六祖大師も禮拜して頭地にいたらざるを。慢心を。慢心とぞ呵し給ひつれ。又善導大師三品の懺悔を建給ひしにも。上の懺悔ハ。六根より血をいだし。中の懺悔ハ。汗をながし。下の懺悔ハ。汗をながす程にこそなくとも。信心をうしなはずといへり。然るに今三惡道へをちて。永劫の間。無量のくるしみをうくべき身が。三寶の大悲不思議の力によつて。暫時の懺悔に。苦を轉じて。樂をうけん。其慈恩の深き事。滄海なをあさし。なんぞ容身にすべけん。あにその勞をいとはんや。いはゆる人身ハうけがたく。正法にハあひがたし。信心をおこし。修行する事をなくかたし。夫兵時をばうしな。善導大師の語ハ。こゝにハ略してしるす。かのくハしき文にハ上の懺悔ふべからずといへるハ。このいひ歎。ハ。六根より血をいだし。中品ハ遍身に汗をながし。眼より血をいだす。下品ハ眼よりあつき涙をながす。たとひ汗をながし血。下18才。而。胡跪合掌していふべし。それが名をいまいちいへども。信心徹底すれば。罪滅すといへり。某甲ふべし。今日一夜佛に歸依し奉り。法に歸依し奉。僧に歸依し奉。と三返となす。又佛に歸依し竟れり。法に歸依し竟れり。僧に歸依し竟れりと。これまはやく。又佛に歸依し竟れり。法に歸依し竟れり。僧に歸依し竟れりと。三遍云。某甲名をいまいちいへども。今日一夜八齋戒を受持奉らんと。かくのごとく三

度となへ。廻向して云。願ハ某甲。一日一夜八齋戒を持功徳によつて。

ながく三悪八難にをちず。只願ハ一切衆生と同じく共に。諸の煩惱罪障を滅し。萬の災難をはなれ。臨終正念に淨土に往生して。佛道を成就せんと。かくのごとくに。深心至誠に廻向發願し。禮拜して起べし。

委 始終しるせるところの戒「下18ウ文持犯を讀覺。會得して。かたこれを持べし。此ハ是婦人。或ハ邊國の戒師なき人の為に。謹て經律の意をとり。文を和けて。具にこれを記す。それ假名なるをもつて。疑て猶預することなかれ。大道本來文字の相をはなれ。智慧愚癡。共に般若に通ず。然るに愚人ハミだりに文字に着し。達人ハよく義理を取。是をもつて法句經の偈に云。千言を誦ずといへども。不義ならバ何の益かあらん。一義を聞て行じて度すべきにハしかじといへり。冀ハ識力堅固の時一刀兩斷して。早これを行ぜよ。いふことなかれ今日まなびずして。來日ありと。日月ゆきぬ。あゝこれたれが愆ぞや。なんぞ刹那も懈怠すべけんや故に四十二章經に。生死ハ呼吸をまた「下19オズといへるをもつて。佛比丘を讚して。道をしれりとの給ひき。されば安養尼のうたに

出るいきの入息またぬ世の中に。のどかに君ハ思ひける哉

抑この安養尼ハ惠心僧都の妹也。これ女人の身たりといへども。其志大丈夫にもをとらず。切に無常を觀じて。勇猛精進に。つとめ給ひしによりはたして聖衆のかずにいり給ひにき。況や男子におめてをや。勵ずんバあるべからず

十二 智度論に問て云。一生五戒と一日の八戒と。いづれか勝れたるや。答て云。因縁あるがゆへに。二戒ともにひとし。但し五戒を一生持ハ。時ハ久しといへども戒ハ少。八戒を一日「下19ウ持ハ時ハわづかなれども

戒ハ多し。又大心なく小き心にてやうく我三惡道にをちらん事のミをおそれ持ハ。たとへばよはき大將のつねに戰場に趣たびごとに。わが身に手をバおはずといへども。さして高名もなきがごとし。又一日なりとも。大菩提心をおこして。齋戒をうけ。此功徳をもつて。遍一切衆生に及し。同じく。佛道を成ぜん。真實堅固に。これを持ち。單に智劍を振て。煩惱の魔軍を破。直に願力に乗じて。涅槃城に入なんとすたとへばなを。剛勇なる大將の。一日の合戦に。前後をかへり見ず。短兵急に拉て。強陣を破り。敵將を討取て。其名天下を覆がごとし。これ一日の働なりといへども。其功亦大ならずや「下20オ 按ずるに。一生の五戒ハ。久しき間なるゆへ。丈夫心ならでハ。いかさま法を懈怠の心おこりて。犯することもあるべし。此ハ八齋戒ハ一日の中なれば。其心入あらたまりて。清淨なるべし。さればせべき心いなき心にて。一生持てる五戒と。大心をおこし。しかも信力堅固にて相まはれる一日戒との比例なるべし。若一生たもてる五戒に。時々精彩をつけて。大心にてかたく相まばらバ。比例すべきにあらざるか。これらの文心を付て見るべし。一へんになづむべからず

十四 薩婆多論に云。若人八齋戒を受んとほつする前方に念をおこして。

おもへらく。我戒をうけなば。なるまじければ。まづ戒をうけざるさきに。ほしいまゝに淫欲を行じ。うたふつ。まふつ。酒宴遊興等。種々たはしきあそび事をも。心のまゝになし。飲食などあくまで貪食しつ。などして戒をうけんと。かくのごときのいやしき心にてハ戒をうくといへども。成就せざる也。これまへかた。たくむで。無斷放逸なる事をなせもした。若又ははじめ戒をうくべき念もなくして。種々に放逸をなし「下20ウたるが。ふと縁によつて。善知識にあひ。受戒するハ。これ戒をうるといへり。抜するに。明日。八齋戒を持たんとおもはゞ。ミテ明日なすべきあしき事をも。けふなしをかんなどおもふころハ。けがらはしきおもひ入なるべしはづべきかな

十五 善生經に云。諸の貴人ありて。常に領内に令して惡事をなさしむ。按ずるに殺生等のこと八齋戒をうくる日にいたつてハ。これをとめてなさ

しむべからず。かくのごとく清浄なればその功德をうる也。もしこれをやめしめずんば。成就せずといへり。これをもつて例するに。我家内に。かねていひわたしたるがごとし。我力のよばざるハせひなし。力のよぶほどのことを。懈怠をおこして制せずハあに佛弟子といはんや。善信士と名づくべけんや。

十六 薩婆多論云。八齋戒をうけて。或ハ衆生をうちたゞき。或ハ嘔害をくして云。我今日ハ戒をうけぬればかなはず。下21オまでよ汝等。明日打擲せんなどいへるハ。これ破戒にハあらざれども。戒清浄ならずといへり。例して見れば。殺生偷盜等のことも。明日ハなすべしなど。かねて巧ハあしかるべし。

十七 問一日一夜とあれば。夜も寝ずして。相まばる事にや。答佛説齋經によらば。夜も日待などするがごとく。おきゐて。いねざるべし。彼經に云。第七の戒といつば。一日一夜。心を持事真人のごとく。安おもひをなす事なく。好とこにふさず。卑床草席にして。睡眠ことをやめ除き。經を誦し。道を念じて。清浄戒のごとくに。もつて一心にしゆすといへり。此文のごときハ。これ睡ずして相守の證也。※真人とハ智旭註して阿羅漢の號名なりとす按ずるに夫。睡ハ眼の食にして。人ここれなくハあるべからず。然れども發覺淨心經にハ。睡眠をこのめるに。二十種の失あることを。佛弥勒菩薩「下21ウに告給ひき。所謂三界ハやすきことなく。なをし火宅のごとくなれば。ひとへに出離をねがへるもの。なんのいとまあつてか。いたづらに安眠すべけんや。殊に希有の良縁に値奉。かゝる無價の戒珠を得て。惡趣流落の貧窮を免なん爭。實に歡喜踴躍せば。あに眠る事を用ひんや。世に春の花をくし。秋の月を愛たに。終宵いねもやらず。なを曉の鐘をうらむ。いかにいはんや。菩提道樹の花をながめ。天真獨朗の月を翫。をや。なんのねぶる事かあるべけん。然れども世くんだり根うすし

て。すゝむ人ハまれに。おこたるものハ多し。こゝをもつて終宵寝ずといはゞ。恐ハ持んとするものすくなからんか。こゝをもつて。一夜を三分にして。一分ハ「下22オ」ふすべし。たとへバ一夜六時を三分にわかつて。一分ハ二時也夜分二時ぬるなるべし。其證ありやといはゞ。菩薩受齋經に菩薩の齋日といへることあり。その略に云。菩薩の法。齋日夜一分ハ禪定。一分ハ讀經。一分ハ臥。これを菩薩齋日の法とすといへり。按ずるに。菩薩の齋日といへるハ。正月十四日より受て。十七日にとき。四月八日より受て。十五日にとき。七月一日よりうけて。十六日にとき。九月十四日より受て。十六日にとき。即ちその日たもつところの戒十戒あり。こゝにするさす委ハ。法苑珠林第一百九にあかす。世尊我衆生をおしへて。齋法を受しむること。或ハ二日。或ハ一夜。或ハ一時。或ハ一念もす。かくのごときの人ハ。齋を成するやいなやと。我いはく。比丘是人ハ善をうれとも。持齋とハ名付すと云々。此經の説なれば。兎角夜ハ寐もせよ。朝受戒する時一日一夜の限にうけてあいまばらバ齋戒の名も備り。功德もするなるべし。委ハ宗要に辨ずるがごとし。若夫成實四分終南大師等の一念一時半日半夜をもすゝむるハ。佛法の結緣一溜一塵もむなしからざれば。機に還しておしへ導。こと。いづれもたうとし

十八 問八齋戒をうくるにハ。その日くくうくる事にや。又ハ一たびうけぬれば。かさねて持んとおもふ日にうけざるもくるしからざるか。答太賢の心によらば。一度くくうくるなるべし。あらハし給へる宗要に。已に此等の問あり。かの答の意に云。頻婆娑羅王。八齋戒をうくる時。目捷連日と來て。八戒を授と。觀經に見えたり。これを以證とす「下23オ」に。其日くくく受べしといへり。こゝろをとつて。和げてしるす。例するに佛ばさし然に慈恩大師ハ。一度うくれば。幾日もつゞけて。持事をゆるせり。是仏涅槃

經に。我意を解せずとの給ひしにもとづける也。如來隨機の方便を知らずして。一遍に執する事を給ふか。こゝを以て慈恩多日多夜をゆるし給ふにや。今ハ太賢の心にしたがひてたびごとに受をよしとす。するものハ慈恩の説によるなるべし。 ※一月二月乃至一年とつゞけて持齋。

十九

問朝少食より。齋食までの間に。餅菓子等の類。食す共くるしからざるか。答餅菓子の類ハくるしからじ。然れども此戒ハ食欲を少して。心の清浄なるをもつて。本意とするなれば。因縁なきにハ。このんで食すべからざるか。殊に一日の戒といひ。又ハ日中一食といへば。なんぞミだりに貪り食すべけんや。たとひ因縁あつて食すとも多食すべからず。因縁とハ。病の時或ハ他の。こゝろざしたふる等なり。下23ウ委ハ律部にのするがごとし。ことに僧たるものハしらずんばあるべからず。 ※病比丘の一度におほく食することあたはず。今や或ハ齋に兩處へ行族あり。四分にハこれを展轉食戒と名づけ。十誦および五分にハ。數々食といひ。僧祇にハ處々食として。ともにこれをいましめ給へり。犯罪又かろからず。あにはぢおそれざらむや。問ハ齋戒ハ在家戒なり。なんぞ往々に僧儀を出家戒に通ず。故に業疏云。八齋戒ハ。行全淨して。相無漏におなじといへり。故に處々僧儀をもつてこれをことし。冀ハ例して見よ。もとよみ出家たる人ハ自家分内の事なり。たまたずんばあるべからず。かゝるもつて。かねて問これをいす。ぞむらくハこれによつて。ますくすんで律部に入。妄犯罪をしり。正僧儀を守らん事を。

二十

問朝食するを少食といへるハいかん。答朝粥を食するハ。二の因縁あり。まづ一事をあげば。僧祇律に云。佛舎衛國にいます。時に難陀の母。朝粥を食し。身の病平癒したるを。下24オもつて。僧の日中一食なるをいたはりて。佛にまうで。云。大衆朝粥を食する事をゆるし給へと。佛則粥に十の利益あることをときて。これをゆるし給へり。一の因縁これ記等に見えたり。資持記に云。佛阿那頻陀國にいたり給へる時。もろくの比丘はじめ大臣家に齋をやくそくして。又婆羅門家のすゝめし濃粥を食す。多食しけるにや。大臣家の齋に到て。快食することあたはず。こゝをも

つて大臣いかりうらむることあり。これを聞しめして比丘を呵責し給へりといへり。この因縁をもつて。多食せず。齋にさゝはらぬ程に分限に隨つて。少食す。故に少食といへり。かならずくふべきにさだまれるにもあらざれば。時によるべし。按ずるに正食とかけるハ午の齋のこと。下24ウ夫粥のかたきハ如法にあらす。故に僧祇律に云。かゆをにて。はじめ釜よりいだす時に。一文字等をひくに。そのまゝきゆる位が好と也。若文字等のあとつき。きえざるハよろしからずといへり。資持記の釋に云。器にもりて。久しくをけば。こりかたまる。それハくるしからず。はじめ釜あげての時を試るといへり。按ずるに此事瑣細なるに似たりといへども。法をしらざれば。故に正信樂と觀ぜよ。味を食する心ならバ。おそろくハせしりを。又一たび食に成じたるハ。粥に用ひがたし。然れども大豆小豆やうの雜穀を入れては。くるしからず。今の南良茶等是也。又ハ浮茶。 ※有がいはいく。たとひすてに。飯に成じたるに。しかも大豆等を入るハ。時によりてなりがたきハ。但少食多水にして。服せん事。折により。縁にしたがひてハ。苦しからざるべし。くハしくハ。行事抄の四藥の篇に辨するがごとし。蓋大豆小豆等を加ふる事食相臭味を壊せんとなり。むといふに。本意をうしなふ事なれ。但供養する人のあはひを好せんとおもふ意樂ハ。か。 ※有がいはいく。たとひ湯をのミぬるといふども。いまだ威儀を壊せず。食竟の傷をへつてくを得意し。なへずして。食念を断せざるべし。葉子等を受用する事。施者の機嫌に順ずるがゆへに。然るに。湯を限とする事ハ。在家にハ。食竟の傷となふる事なく。坐相の壞と不壞とを分事もなく。食念の断と不斷とを辨する事もあらず。施者の機嫌を守らしもなれば。もし湯以後ととも。くるしからずといは。何を以てか。結齋の限とせんや。故に湯を限とする事ハ。早食念をたつて。心をして清浄ならしむる事。あに可なるにあらずや。

廿一

問朝粥を食するハ。何時ぞや。答薩婆多論に。三種明相を出す。云。日闇浮提樹を照ときハ。天の色黒色なり。下25オこれを一番明。二に日闇浮提樹の葉をてらせば。天の色青。明相なり。三に日樹の葉をすぐれば。天の色白。三種の中に白色なるを正とすといへり。按ずるにこれを三番明相とす。則夜明なり。又手ハあしく。おそきハくるしからず。たとへば。今日日八齋戒をうれば。明朝の此時までをたもつべし。

廿二

齋を食する時節ハ。日中まへ可なるべし。僧祇律にハ日中にをよべ

るを。時非時と名付て。若此時に食するをバ。突吉羅罪を犯すといへり。

故に資持記に云。經の中の食時ハ。辰巳にあたる。辰ハ五、巳ハ四也古徳ハ卯に齋

すといへるハ。これを守こといよく急なり卯は明あるひとしよぶつ六なり或人諸佛の日中食を聞いて

即日中前ハ非法なりといへるハ。けだし教をしらざる也。又或人訛て

いはく。鐘をすぎてハ食すべからずと。然れども鐘をうつこと不_レ下_二25ウ_一定

なれば。格式とハなりがたしといへり日かげのつもりをなす故に六齋經に云

卯の時明_レ持齋する人ハ。八万劫。衣食自在の果報を得。※傳燈錄に。會通禪師ハ。卯

辰の時持齋すれば_レ五_二時_一七萬劫。衣食自在の果報を得。巳の時持齋する人ハ

四_二六_一万劫。衣食自在の果報をうくといへり。※大集經に午の時持齋ハこれをもつ

て見る時ハ。早持齋ほど。功徳もすぐれたり。若又齋を。快食しながら。

ちとはやりしとて。午前に又。湯漬食。餅等の輕ものをも食すべからず。

若又食するにおいてハ。資持記にこれを突吉羅罪を犯すといへり予はじめし

ばくこの科を犯せり。愚食の罪。實におそれはづるにたたり。懺悔の為此をす。その外やもすればむ

くこと多し。なんの面目あつてか聖經に對し。又人にすゝめんや。伏乞人の泥なるをもつて。法の蓮華をすつ

して。いかに横に生死海をわたり。直に善提の彼岸にいたる手をえんや

井三 夫食しおはりてハ。よくくうがひして。食の味口中_二下_二26オ_一の

こらず。齒の間あらざるやうに。楊枝つかひ。水のすむ程に漱べし。

五百問云。食しおはつてハ。楊枝若灰を用ひて。口をすゝべし。

しからざれば墮といへり按ずるに資持記に云。墮ハ律に準するに突吉羅なるべしといへも若

點心などを食せば。いまだ湯をのみす。其座をたゞざるさきなるべし。す

てに口をそゝぎてハ。一切食すべからず。きはめて點心を食すへきにハあ

らず。時のよろしきにしたがふべし。とかくに食欲のうすきやうにすべし。

後を案じてむさぶり食すべからず※あるが難じて云。此廿二三の二段ハ。比丘の法にして。在

か一日一夜にして。功徳の廣大なる事ハ。淨信堅固の意樂によるがゆへなれば。望らくハ。機をばけてこ

れをたまたんことを。故に齊經に第八の戒といつハ。一日一夜持心。真人のごとく。法をうけて時食すと

云。真人とハ。なんぞ羅漢のいひなり。佛すでに女人維耶のために。此經をとき給ひて。羅漢のごとくになら

へとのたまへり。しかば比丘の法を用ることなんぞすぎたりといはんや。ことに此戒ハ一日の出家分にして。

無漏の戒に通ずといはずや。又九律の法開の上にハ又聞なし。あさの小食すてに聞給へり。しかるになんぞ

又齋後の小食をゆるし給はんや。ことに在家ハやうやく一日一夜の程なれば。心ざし小かきものハ常持戒の比丘

よりななきびしくたまたんこと。ねがハしけれ。もしまた心に。く

棘よハき人ハ律に準じて方便あるべきか。こ、にひろくしるさず

井四 僧祇律にいはく。持齋し。もし咽かはき。飢に臨時ハ。一切の穀

大豆麥等の上湯を。佛これをゆるし給へり。一粒も食すべからず。やれ

たゞれぬ程にて。うすき上_二下_二26ウ_一澄をのむべし。酥。油。蜜。石蜜。生

菓の汁など。水にて清てのむべし。實をバ食すべからず。善見論にハ藕

根の汁をすましてのむ事をゆるせり。十誦律に。石蜜ハ五種のゆへなくハ。

非時に食する事斟酌すべし。但し五種とハ。一にハ旅をする人二にハ病

人。三にハ食を得ざる人。四つにハ食すくなき人。五にハもし水をほどこ

すところにハ水にませてのむべし。法苑珠林に云。五分律にうへかつえた

る時にのむべしとあれば。さもなき時にハ非時に石蜜酥油等も。ミだり

に食しのむべからず。四分律。善見論等にも。一切の味ある草木の根葉

の食の爲ならず。くすりの為に服するハゆるせり。僧祇律にも。胡椒薑

等の類。藥の爲に食にならざる_二下_二27オ_一をばゆるせり※僧祇に梵大豆麥等の上湯な

し。四分に酥油生酥蜜等を七日藥とし摩得勒伽論に。砂糖藥も七日藥と

す。胡椒薑等の藥ハ。僧祇に尽形藥とす。くハしくハ律にたつぬべし

井五 問石蜜ハなんぞや。答本草を按ずるに。石蜜兩所あり。一つハ。

蜂蜜の石によりて。つくりたるを石蜜といへり。然れどもこゝにてハ。蜂

蜜にてはあらざるなり。一には和名かたまり砂糖といへるを石蜜といへ

り。砂糖の石のごとく。ひらくかたまりたるをいへるなり。故に相庭事

苑に云。甘蔗糖堅強にして。石のごとくなる。これを石蜜となづくとい

へり。これ則水砂糖なるべし。又或説にひら糖の類。或ハ俗にいへる

地煎煎などを云といへり。其證をいはゞ。行事鈔に云。律に不犯といへるハ。若黒石蜜をつくるに。米を和るハ。作法として余るがゆへにといへり。資持記云。下27ウ黒石蜜とハ。古記に云。蔗糖を用ひて糯米に和て煎じなす。その堅石石のごとしと是なり。若旅などにて。つかれにのぞミ。午の後に飴などを食する事ありとも。口にふくみて汁を飲。只疲を補の薬とすべし。若多食し。さいく首のたぐひ。又ハ右五種の因縁なきに。ミだりにこれを食せば。貪となり。心さもしくなりぬべし。※非飴を食する。或律師ハこれをゆるし。あるハゆること。かならずむようし給ハす。各意ありてなり。よく心得べし。殊に一日一夜の八齋戒にハ。必無用たるべきか。其味に貪着してねがひもとむる心出来て。心不浄なるべければ。了筒あるべき事なり。たとひ常持齋の人にて。七日薬なれば七日より多つづけてなむべからず。食欲愚痴の輩にハ。ミだりにとくべからず。恐くハこれを好幸として。下28オ佛のゆるしなれば。くるしからじとて。因縁をもしらず。肆まゝに食貪を生ぜむ。所謂癡人面前に夢をとかざるの類か。※律にハ七日薬の作法あり。爰にハ。

井六 問此戒をうけぬる日ハ。いかなる勤をかなすや。答佛説齋經によるに。五念といふ事あり。その條目をあげば。念佛。念法。念僧。念戒。念天是也。所謂念佛といつば。各歸依するところの佛名菩薩名をとなへ。佛恩を念じ。佛の相好を觀する等これなり。念法といつば。眞言を誦し。經を讀。或ハ正法の逢がたきに。今希有に逢ぬれば。信心決定して修すべき事を念じ。或ハ法力不思議法爾道理のうたがふべからざる事を念ずる等是也。念僧といつ。下28ウは。代々の善知識の恩を念じ。又ハ持戒破戒の僧をもうやまひそしるべからざる事を念する等是也。念戒といつば。已にうけぬる戒を忘失せず。堅固にこれを持事を念じ。又ハ無上菩提

の為に。次第にすゝんで。五戒十善。乃至菩薩戒をもうくべしと念する等是なり。念天といつば。天の果報を念するに五衰のくるしミはたしてのがれがたければ。たゞ一心に淨土に回向し。往生せんことを念する等これなり。詳にハ。かの經の所説のごとし。こゝにハ修しやすきにつひて。變化しいたす。各機に隨ひ分に應じて。これを用ひよ。

井七 問禪宗ハ禪定をもつて要とすなんぞ持齋に抱。下29オらんや。答きかずや趙州和尚ハ。一生持齋し給へり。故に五燈會元の趙州傳に云。小より持齋して。身已に老たりとの給へり。世今趙州の無の話を提撕する人。趙州の行狀をしらずして。ミだりに持齋をそしる。あにこれ理ならんや。持齋もし氣力を損ずといはゞ。趙州いかなる百二十歳まで生給へる也。又瀉山禪師の云中一食。夜後一寢と。仰山讚して。和尚今夏むなくすぎずといへり。又永明の延壽禪師の傳に云。日に唯一食。法華經を持するに七行。一度によミ給へりと。近代の高僧。知旭禪師の云。予徑山にいたりし時はじめて。一食の法をうくといへり。これ非をしつてよくあらたむ。知識たるゆへんなり。※二祖の弟子僧那禪師ハ。たゞ一衣一鉢一坐一食ならず。たゞ道をた。下29ウ愚者ハ過を覆て。慚愧をしらず。却てよくこれをかさする耳といへり。下29ウ愚者ハ過を覆て。慚愧をしらず。却てよくこれをかさする。ますく愚なるゆへんなり。夫持齋ハ僧の通法。何の宗か是を非とせん。而に我なざるをもつて。漫に佛制をそしらバ。これを慚愧をしらざるものとし。これを正法非謗のものとなし。是を食貪愚癡の人といはん。故に舍利弗問經に。佛非時食の過を擧給ふ。焦腸地獄に落て。熱鐵丸を飲等。今畧してこれをしるさず。科を恐。信施を思ものハ。請これを見るへし。又毘陀國王經に。佛言。四輩の弟子ノ齋戒を受持して。犯すべからずといへり。文。法苑珠林破齋篇等のごとし。行事鈔に云。今ミだりに大

乗をまなぶものあつて。多ハ非時食に貪着す。故に具に大論を引て、これをい「下30オましむといへり。文ななければこれを罽罍ハ持齋を小乗として、これをもつてしるべし。禪宗あに持齋を用ひずといはんや。大乘を學するもの。持齋を小乗としてしるべけんか

井八 問淨土教に。八齋戒持證ありや。答夫觀經に頻婆娑羅王。日々八齋戒をうけ給ふ事をのべ。又中品中生の文に。中品中生といつば。衆生あつて。若くハ一日一夜八齋戒を受持等の文是なり。ならびに前にしるせるがごとし。又大無量壽經に云佛曰。十方世界の諸天人眞實極樂に往生せんとおもはゞ。たとひ沙門となりて。大なる功徳をつまずとも。菩提心をおこして。一向に念佛し。分に應じて。善根をなし。齋戒をたもち塔をたて。佛像を造立「下30ウし。灯明花香幡を掛。佛を供養し。僧を請じ。此善根をもつて。極樂に往生せんと回向せば。其人の臨終に。阿弥陀仏化現し給ひ。必往生すべしといへり。されば晉の慧遠法師ハ。淨土の祖師として。專往生の業をばげられしが。晝過てハ。蜜水だにものミ給はず。終に蓮邦に往生し給へり。又本朝當麻の中將姫ハ一食長齋にて。念佛し給ひ。はたして現に影向を感じ給へること。曼陀羅の記に見えたり。其外齋戒清淨にして。念佛し順次の往生する事。和漢往生傳等にのするところ。しるすにいとまあらず。又了譽上人の云。諸惡莫作衆善奉行ハ。諸佛の通誠なり。淨土なんぞこれにそむかんや。若一行の外。餘善を修す「下31オベからずといはゞ。出家離欲も。又是雜行ならん。一向專修のものハ。出家すべからざるや。發菩提心又是雜行ならバ。若念佛の行人。濟度の心をもいましむべきや。飯食沙門。又是雜行ならバ。若欣求の行者ハ。出家の人をくやうせざれと。おしゆべき

や。もしかれらの行ハ。その躰雜行なりといへども。通佛法の儀式大乘の綱要なるがゆへに。これをゆるすべくんバ。持戒の行も。又是通佛法の地盤なり。なんぞこれを嫌はんや。故に善導大師ハ。戒品を護持して。織毫も犯ぜず。法然上人又是戒行兼備の師なり。此等の宗師。一向專修の行人にあらずといふべきやといへり。若齋戒清淨を嫌べくんバ。淨土門にしるせる。別「下31ウ時及臨終の行儀ハ。これ又なんぞ。時機弛張しらずんバあるべからず。一概になづむことなかれ。

井九 問在家すら。すでにかくのごとし。然るに今僧として。非時食する事。其意いかん。※善導大師の觀念法門にはく。三昧道場に入とおもはマ。乃至七日の中にミナ一食長齋を用よ。乃至酒肉五辛をちかつてはつぐわんして手にとられ口に嚙されと云。答此義憚あれバ。卒尔に判しがたし。然れどもいはずんバ。ミだりに誹謗を生じて。罪に墮なん。これを慮に。いはずんバあるべからず。夫雲棲大師の云。今の人。躰よはく病多者。持齋なりがたきにより。故人晩食を藥石と名づけて。これを食べ。藥石とハ。饑渴のやまひをいやす薬との事なり。若非時食するもの。佛制にたがふ事をおそれて。慙愧の心を生じ。餓鬼のくるしミを念じ。信施を觀「下32オじ。慈悲心に住して。食すべし。多放に食する事なかれ。しからずんバ。罪をうることにすくなからじといへり。然るに今色力堅固なる人。殊に食欲に着して。ミだりに藥石の名のミをからバ。名實已相違せり。上ハ仏制に背。下ハ信施を費し。外ハ人を誑し。内ハ自尊心を欺。其罪はかるべからず。他時間羅王子の廳前。いかにぞ一口をひらかん。はづべし。おそるべし。抑又古闍夜他尊者のいひ給ひし。我持齋せずといへども。雜食せずと。按に飢ひを療さんがために。時に節これを食して。食美味。本朝の成意比丘ハ。歡山に居て非着によつて。ミだりにしばく食せざる等のいひか。又。歡山に居て非時食す。弟子の云。山上皆持齋す。師なんぞ。ひとり非時食するや。成

意對二云。我欲心なふして物をたくはへず。こゝをも「下32ウ」つてまづしければ。時を極めて。食する事あたはず。又直心に菩提を求。食にかゝはらずといへり。終にかねて。臨終の期をしりて極樂國に往生す。變ハ釋書に見えてしるべし。むかしハ觀山これにまじまじと。是皆食欲の為ならず。名利貪をはなれて。只誠をもつて。一心に菩提をもとむ。古に云。心こゝにあらざれば。食すれども。其味をしらずとそれこれをいふか。今僧たる人。非時食する。なべてこれをそしるべからず。心行はかりがたければなり。又我常に持齋するを慢じて。持齋せざる人をそしり。我こそ持戒の身なりとて。破戒の人をかろしむ。此等の類ハ。我相憍慢の凡夫とす。故に智旭二云。古の戒をうくるものハ。心を修するものとひたり。今の戒をう「下33ウ」くるものハ。我慢のしるしなりといへり。つゝしむべし。又たとひ持齋するとも。分をはからずして。食多貪多恩をおもはず冥加をしらず。慈悲なくして餓鬼病人等の苦を念せず。菩提心なくして。ミだりに人の供養をうけ。此持齋なんの為ぞや。故に六齋精進功德經に云。齋を修すといへども。悪心なれば。地獄道におつと。これに反しては。たとひ齋を修せずといふとも。善心ならば善処に生ぜん。なんぞミだりに。持齋せざる人をそしるべけん。いかに況。出家をや。もしこれをそしりなば。たゞ其功德を損するのミにあらず。却てその科をえん。よろしく其中をとらんとらば。實に無上菩提心をおこし。善下33ウ心にて。齋戒を持。他をすゝめて。これを持しめ。人の持ざるをも。そしらずかろしめず。平等に慈悲ならんこそ。ねがはしき事なれ

卅 問持齋に。別して六齋日を用事ハ。なんの因縁あるや。答て云。天地本起經に二云。昔異梵天王の子あり。諸の外道の苦行を修し。月の

八日十四日十五日廿三日廿九日晦日此日にをいて新き肉。或ハ生しき血をもつて。火に入天上の壽十二年の間。仙人を供養して。子を得んことをいのれり。殺生してまつる因縁によつて。火の中より。八の鬼神出生す。身黒こと炭のごとく。髮黄にして眼あかく。大光明あり。其より終に摩醯首羅を生じ。人を「下34ウ」なやまし。衆生をそこなふ。則はじめまつれる日なるによつて。六齋日によく力を得て。その眷属ならびに一切の悪鬼等。人間に流入して。或ハ病をなし。わざはひをおこす。こゝにをるて佛おしへて。此日に齋戒を持しめ給ふ。此日齋戒を持ち。善を修するものハ。悪鬼おそれて。わざはひをなさずといへり。善難をのがれし事宣まつしてわうきやう。又四天王經に。月の六齋日にハ。天より使者天子。及四天王歎記に見えたり。又四天王經に。月の六齋日にハ。天子より使者天子。及四天王下りて。人の善惡を記し。天帝釋に告給ふとなり。又六齋精進功德經に云。月の八日ハ。太子くだりて一切衆生の善惡をしるす。此日持齋して。藥師佛を念じ奉れば。糞尿地獄にをちす。五十劫の罪をのぞく。十四日にハ。司命神下て。衆生の作業をしるす。もし「下34ウ」此日持齋して。普賢菩薩を念じ奉れば。鑊湯地獄にをちす。百二十劫の罪をのぞく。十五日にハ。五道の大神下て。衆生作業をしるす。若此日持齋して。阿彌陀佛を念じたてまつれば。寒水地獄にをちす。千劫の罪をのぞく。二十三日ハ。天大將軍下て。衆生の作業をしるす。若此日持齋して。得大勢至菩薩を念じ奉らば。餓鬼道にをちす。千劫の罪をのぞく。二十九日ハ。天王くだりて。衆生の作業をしるす。若此日持齋して。藥王菩薩を念じたてまつれば。確磨地獄にをちす。四万劫の罪をのぞく。三十日ハ。梵王降て衆生の作業をしるす。若此日持齋して。釋迦牟尼佛を念じ奉れば。阿鼻地獄にをちす。五十万劫の罪を滅す。若持「下35ウ」齋することあたはざる人ハ。此日にいたつて。諸の惡業をやめて。三寶を供養し。乞者にほどこし。精

進してつゝしむべしといへり。こゝをもつて聖徳太子ハ天下にふれながしして。月の六齋日にハ。殺生を禁じ。放生をなさしめ給ふといへり。くハしくハ太子傳にするすがごとし。又法然上人金剛寶戒章の殺生戒の注にはく。在家人の信男信女にすゝむる。あるハ。六齋日。あるハ師長父母主君こくわうをよび恩ある死亡の日。ことにきんぜいすべしと。華嚴經并疏の意に云。人に兩神あつて兩の肩にいます。左を同名と名づけて男神たり。人の一生なすところの善事をしす。右を同生と名づけて女神とす。人の一生つくるところの悪業をしす。此二神人とともに生れて。人の善悪をしすこと。纖毫をものこさず。三下35ウ長月八王日にこれをかながへ合せて。月の六齋日に天に告すといへり。こゝにをいて。善事ハ。天の金札にのり。悪事ハ鐵札にしるさる。罪福の報のがれがたし。故に月の六齋日につくるところの罪業を懺悔して。この八齋戒をたもちぬる時ハ。一切の罪障悉消滅し。鐵札変じて。金札となるべきのミ。故に上生經云。若一念の頃だも。八戒齋をうけて。もろくの淨業を修すれば。乃至兜率天に生ずといへり。慈恩の疏に云。發願一念の持だにも。かくのごとし。いかにいはんや多時をやと。故に六齋經に云。六齋の法を修する人の頂のうへにハ。佛菩薩。さり給はずして守護し給へり。左の肩の上にハ。下36才福生神座して。常に守護し。右の肩の上にハ。命生神坐して。守護し給ふ。若女人あつて。六齋の法を修すれば。ながく女身をはなれて。淨土に往生せんといへり。功德の甚深。大都かくのごとし。なんぞこれを持ざらん然れども。根弱障多人。六齋日つとめがたくんバ。月に二度三度にても。或ハ一生に一度にても。心に隨ひ。機によるべし。故に延命地藏經にハ。十齋日か。又ハ六齋日。或ハ十八日并四日と。のたまへり。又父母眷屬。及こゝろざしある亡

者の為に。一日八齋戒を持ハ。亡者苦患をのがるといへり。故に十王者の經に第九都市王本地阿闍佛なり。亡者をあはれんで云。諸經の中にをいてハ。法華經をつくれ。龍女海をいで。無二下36ウ垢に成道す。諸佛の中にをいてハ。阿彌陀佛をつくれ。光明あまねくてらして。熱寒の苦をのぞき給ふ。縁人の男女。亡者をすくはんとおもはゞ。今日の追善に。八齋戒をうけよ。福力最勝たりといへり。按ずるに父母等の忌日のミにあらず。或ハ自身の誕生日に持持。又夫隋の文帝ハ。天下早魃して。萬民くるしみにしづみし時。ミづから八齋戒をたもつて。天にいのられしかバ。雨忽にそゝひで。國王をだやかなりしといへり。大雲輪請雨經にとくがごとき。それ雨をこふにハ。一切衆生にをいて。慈悲心をおこし。八齋戒をうくることをつかさどると。固に天地をうごかし。龍鬼を感じしむるの功。またおほいならずや。冥官僧觀にいてはく。なんぢ八關齋をなすべし。生てハ横横。北條の康時ハ。天下の饑饉をあはれ二下37才。一食淡菜せられしかバ。世もゆたかになりしかや。且夫孔子の齋する時ハ。かならず食を變じて。酒をのみまず。葷を食せず。顔淵が心齋。孟子の浴してまつるのたぐひ。儒佛道ことに淺深しなかりたりといへども。これミなつゝしミのこゝろより。内外清淨にせんがためなり。ひとり人間のミならんや。鬼神もまたこれをしたふ。かつてきく福善の靈王ハ。齋法を龍湖長老にきく。南岳の聖帝ハ。五戒を元珪禪師にうくと。いはんや人として。ことに佛道修行するものをや。貴賤男女へだてなく。上根下根。分に隨ひ。五戒をうけたるもうけざるも。これを持持。所謂下37ウ丸香纒一分をたけば。閻浮提あまねく。かほり。梅檀漸半芽を生ずれば。伊蘭林忽變ずるがごとく。煩惱業障のくさくけがらはしきも。一日の戒香に薰習せられて。忽に清淨なら

ん。嗚呼あひがたしく。いかんとなれば。賢愚經にのす。昔迦葉佛の遺法の時。國王あつて。八關齋の文を尋給へるに。世にあることなし。時に大臣の家の柱。俄にひかりをはなつ。あやしみてこれを見るに十二因縁經と。八齋戒經とあり。これをもつて。天子に捧。因縁あるをもつて。これを龍王に授。龍王歡喜して。五百の子とおなじくこれを持って。五百の天人となる。釋尊の時。天より降て。佛を供養して。道を得たり。佛その因縁を「下38オとき給ふ事。詳なりこゝに釋して此龍昔人たりし時。王と友たり。兩人ともに。八齋戒をうく。ひとりハ此功德によつて。人王とならんと願して。かたくこれを持って。ねがひのごとく。王と生れたり。一人ハ天に生ぜんと發願せしかども。これをやぶりしゆへに。龍王となれり。破罪によつて蛇道へハ落たれども。受たる功德失ずして。必定地獄へおつべき身が。轉じて龍趣に入。殊に龍王となりたりき。なを其因縁朽ずして。又八齋戒經に逢たてまつり。その身のミにあらず。五百の子までも。蛇道を轉じて。天人となり。剩佛の出世に降臨して。須陀洹道を得たる事。不可思議殊勝の功德にあらずや。夫人間に「下38ウ生れてだに。縁なければ。世につたはらず。むなしく柱の中にかくれて年をへたり。蛇道へハおつるといへども。善因つるにむなしからず。再かの經に値遇して。かゝる聖果を證せること。いつつべし。優曇華再開。破鏡重てらすと。今末法の世なりといへども。幸戒光四にかゝやき。律花盛にひらく。時をばうしなふべからず。請すべからく分に應じてこれを持つことを。偶今持齋する人も。やゝもすれば。つゝしミうすく。萬自墮落にして佛制にかなはず。破齋する豈これ多し。或ハ佛前にて。齋戒をちかひても。今日ハ俄に旅立事あり。或ハ客來あり。又ハ持がたきさはりあれバ。此代にハ明日すべきなどゝて。うけぬる齋「下39オ戒を自やぶるこ

と。これ佛をかるしめ。法をミだり。自心をあざむく一たびちかひしことをすこしのさはりによりて。忽變ずる。いひ甲斐なき心にて。あに無上菩提を成就すべけんや。よく勇猛堅固に。悪人邪法に轉ぜられず。佛のをしへを。信順して。一心に相守り。しかうして有縁法を修すべきなり。夫健陀國王經に。拘那含牟尼佛の時。一の優婆塞。齋戒を受ながら。これを破て夜食す。此科に依て惡道に入。そのうち又牛となる事五百世なり。然れども一たびうけぬる因縁に依て。そのうち天に生ずといへり。よくつゝしミ守るべし。若又破らんかと危をされて。これをうけずんバ。所謂むせんことをおもん「下39ウばかつて。飯を食せず。失火を恐て。燧をすつるの類乎なにをもつてか法身の慧命をやしなひ。般若の智火を生ずることを得んや。冀ハ同志の人。これをひろめん事を

卅一 六齋日

八日 十四日 十五日 廿三日 晦日小の月ハ廿八日廿九日

卅二 十齋日

本願經にいつ。罪の輕重を定らるゝ日なりといへり

一日 八日 十四日 十五日 十八日 廿三日
 廿四日 廿八日 廿九日 晦日小の月ハ廿七日廿八日廿九日也

卅三 八王日

又八校日ともいへり。校ハかんがへるとよめり。此日諸天冥官。三界の善惡をかんがへらる。よろしく齋戒をなすべし。委ハ提謂經等に見えたり「下40オ

立春 春分 立夏 夏至 立秋
 秋分 立冬 冬至

卅四 三長齋

智度論に云。天帝釋。大寶鏡をもつて。諸天と共に正月一日より。南州の善惡をてらし見て。具にしるす。正月ハ南州をてらし。二月ハ西州。三月ハ北州。四月ハ東州。五月ハ又南州。かくのごとくめぐりて。九月又南州にむかふ。故に此月にハ素食し。善を修すべし

正月 朔日より十五日まで
五月 一日より十五日まで
九月 一日より十五日まで
右八齋戒しゆすべき日を。こゝにしるす。此外の日ハ。いつにても心にまかすべし」下40ウ

戒法隨身記跋

夫罪ハ。たとひしらずして。おかすといへどもそのむくひじつにまぬかるゝことをえず。故に芝苑遺編に佛のたまハく。無知をもつてのゆへに。脱ことをえがたし。さらにかさねて無知の罪をますといへり。あにをそれざるべけんや。幸に今此書をもつて。愚闇をてらすの灯とし。菩提のぼるの梯とせば。庶ハそれ塗炭にをつるの罪をまぬかれんことを。こゝをもつてうたがはしきをバ。律師「下41オをよび禪淨の兩宗。その餘の善知識にたづね決して。謹でこれをひろむとしかいふ

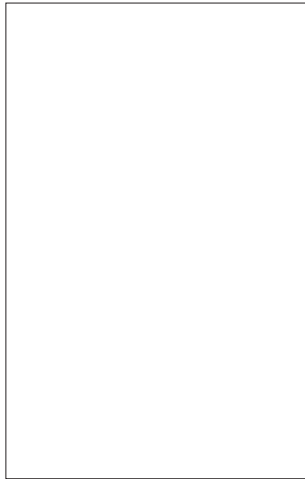
干時貞享三丙 寅曆臘月廿一日

求化幻人 淨慧 稽顙敬跋

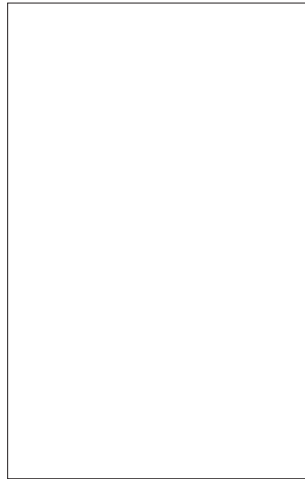
貞享四丁卯年正月吉旦

洛陽錦小路新町西へ入ル町

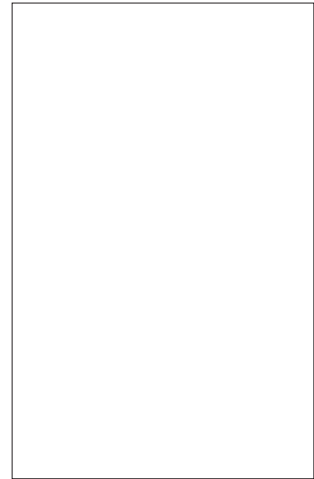
書肆永田長兵衛鋺梓」下41ウ



「下め02オ裏見返
下裏表紙



「下め01ウ



「下め01オ

大光普照集	同作	三冊	善悪業報因縁集	五冊	雲説和尚利益傳	二冊
伊呂波門辨	同作	一冊	近きころ見聞せし善業をなせしもの よきむくひきたり悪業をつくりしもの あしきむくひのありし物かたりのたし かなることをさぐりてしるしたり		和尚の行状諸国念仏感瑞の鏡十四余人 其外いろ／＼のきするをしるす	一冊
念佛醍醐秘要蔵	同作	一冊	辯才天利益和談抄	二冊	一言芳談句解	一冊
往生至要決略解	向阿上人作	二冊	尊天の利益をかうふりそれ／＼の 願望成就して身をおさめたる 書なり又弁天經を注釈なし その本原をさとさしめたる書也		證禪和尚行状記	三冊
三部假名抄言釋		二冊	念佛双紙	一冊	同 續編	一冊
厭求和尚行状記		一冊	貞安上人の才子幸阿上人顯珠尼の 問に答給ひし安心ちかみち也		奥羽念佛験記 無能和尚作 上人奥羽両国にて化導し日課を うけし人みな往生をとけしを記す	三冊
臨終節要		二冊	道歌砂子戯 白木和上作 安心のおもむきを問答の道哥に あらはしてわかり安くしたる也	一冊	浄土要畧抄 向阿上人作	二冊
浄土勸化和讃		一冊	西国 觀音靈験記 卅三所 靈場記	五冊	遠羅天釜 白隱和尚作	三冊
浄土四要義		一冊	西国三十三所の觀世音の由來其外古今 ふしきの灵験ありしことをくハしくす	七冊	一休佛鬼軍 一休和尚作 たはれに釈尊諸仏をもやうし悪鬼 羅刹とたゝかひ亡し給ふ物かたり也	一冊
愚迷発心和談抄		一冊	洛陽觀音灵験記	一冊	土砂勸進紀 明恵上人作	三冊
念死念佛集		三冊	都卅三所くハん音の由來より音瑞しは しばありしをくハしくしるす		白隱施行歌 小本	一冊
西方経路		一冊			禪師の作にして國中をめくり給ひ 罪民をすくふ一助とし給ふ書にて いとありかたき書なり僧俗とも よみ給ふへきものなり	
勸修念佛記		二冊				
念佛追福編		一冊				
浄土唯心決		二冊				

聖徳太子實録	二冊	孝行和讃 暢譽和尚作	一冊	甲庚秘録	一冊
同 圖會	六冊	親に孝行兄才しんるいむつましくすれは 神仏のめくミにて福壽圓滿なることわり をのへたる書にして幼童にもよましむへし		圓光大師前知録	二冊
因果物語	二冊	法華經和字解	十冊	同 盡孝説	二冊
古今悪業のむくひにてさまくの因果を あらハしたるあはれにおもしろきもの かたりをおひたしくあつめたる書 なりよみて後學とし給ふべし		法花經ハすくれて尊き御經なれば かなを以て講しやくなしたる書 なれハ凡俗たりともよみて其あ りかたきをしり給ふへし		勸化言と海 智道作	三冊
忍澁和尚勝瑞紀	一冊	明恵上人傳記	三冊	同 後集 同	三冊
浄業策進	一冊	地蔵和讃雨室抄	二冊	説法無尽藏 同	三冊
阿弥陀裸物語	二冊	善光寺東漸録	五冊	同 百花園 同	五冊
無住妻鏡	一冊	聖徳太子未來記	一冊	同 魏と篇 同	五冊
蓮如上人一代記繪抄	三冊	亦歎念佛記	一冊	明恵上人革袋	二冊
同 一生記	六冊	三祖要訓 弁才和尚	一冊	兵庫築島傳	五冊
上人御一代の御勸化ハもちろんさまくの奇するをもらさすあらハしたれハ一向宗の人くハもとよりすべて信者の見たまふへき書なり		阿きじの土産 同作	一冊	賢門子行状記	五冊
看命一掌金和解	一冊	天桂禪師法語	一冊	極楽道中獨案内	一冊
略述大乘戒義	二冊	麓艸分	一冊	盤桂禪師法語	二冊
		遺教經私抄 和解トモ云	二冊	浄觸法要	一冊

「下め02才裏見返
裏見返

『懺悔通用』翻刻③

※

夫日本ハ神國なり神ハ仏の應化なり本地垂跡唯衆生をさいどせんと到有
 凡夫愚痴にして和光同塵隨機權現の方便を知らず佛を信ずる者神をうや
 まはず神を信ずる者ハ佛を信ぜず偏見にして過をおかし罰をかうふる亦夫
 世に四恩あり天地の恩国王の恩父母の恩是也然るに其恩をおもは
 ず天地をそしり雨をのり風をのり日月雷電等を悪言すかくのごときの罪障
 無量無辺なり今日一六ウ盡く懺悔し奉る願くはずでにつくれる罪は除滅し
 いまだつくらざる罪ハながくおかさざらん事を又夫人ハ五障三従の罪
 重憍憍人我が相深し外をかざりて人をまよはし内へつらひて心ねたまし
 こゝをもつて無量の罪をつくる血盆經にはく目連尊者神通をもつて血
 盆地獄を通り給へる地獄の中に血の池あり潤八万四千由旬なり池の名ハ
 皆血なり其中に無量の女人有獄卒くろがねの繩を以て罪人をしばりくろ
 がねのかせを入れ鉄棒にててうちやくし血をもつて是をのましむ其苦ミ
 見るにしのびず目連獄主に問曰くは何の罪のいたす所ぞ獄主對ていはく
 是即一七オ閻浮提の女人身の障産のけがれつゝしまずして地におとし堅牢
 地神の頂をけがし又は不淨の衣を流れにあらいて人知らずして此水をく
 ミて仏神に捧ぐかくのごときの罪によつて今此せめをうくと目連是を聞世
 尊に告給ふ世尊もろくの女人に教へて三寶を供養し懺悔を修せしめ血盆
 經を書しめて此地獄の苦ミをまぬがれしめ給ふこゝにおひて子たるものは
 母のために妹のためにす經の所説のごときハ怖るべきのはなはだしき也
 某等前生の業因縁によつて女身をうけ身またかくのごときの業をつく
 る誠に悲しむべきかないづれの時か三途のくるしミをまぬかれ血盆の責め
 う一ウけざる事あらんや然れども章提化夫人は佛力によつて西方極樂浄土

を觀想し八歳の龍女ハ妙法を證じて南方無垢世界に連往すかくのごとき
 ハ女人をうくといへども何ぞなげかん罪障多しといふとも如何ぞうれへ
 ん唯一心に無始より以來輪廻の業障罪惡煩惱發露懺悔し奉る願は仏力法
 菩薩力賢聖力懺悔不可思議力を以て衆罪霜のごとくに消結業氷のごとく
 に解て今よりさつて菩提にいたるまでかくのごときの諸罪あえておかさざ
 らん事を願は一切眷屬和順快樂一切の横難横災速に除滅し惡疾鬼病に
 なやまされず識力堅固壽命長遠にして惡念相續する」18オ事なく善心ながく
 退轉せず臨終正念にして諸の魔障なく速に上品上生に托して如意自在な
 らん事を又復某等知らずしておかすところの罪障或ハあやまりてなす
 ところの罪過或ハ因により或ハ縁により或ハ法或ハ業念々瞬々起居動靜
 におかす所の衆罪乃至八万四千の微細の煩惱一に演説するにいとまあら
 ず唯諸仏菩薩のミよく罪業の多少を知り給はんことくもつて懺悔し
 奉る伏して願くハ雪に湯をそぐかごとく火の薪をやくがごとく底をつく
 して消滅せん事を又願くは此功德によつて六道の間に恨ミ有ものあたを
 むすぶものハ惡心を」18ウひるがへして忽ちに善所に生じ在こ所と生と世と
 ともに三途のくるしミをのがれて善朋友となり同じく共に菩薩の願をおこ
 し菩薩の行を修し菩薩の位にのぼり六波羅蜜現前する事を得て十力四無所
 畏三十六の助道法如意自在にかりに穢土に現順して頓に阿耨多羅三藐
 三菩提十方佛に隨順して各等一痛切に至誠心をもつて五躰を地に投じて
 禮拜し奉る

南無毘盧遮那佛

南無本師釋迦牟尼佛

南無阿彌陀佛」19オ

南無彌勒尊佛

南無龍種上尊王佛

南無龍自在王佛

南無寶勝佛

南無覺華定自在王佛

南無袈裟幢佛

南無師子吼佛

南無文殊師利菩薩

南無普賢菩薩

南無大勢至菩薩

南無地藏王菩薩」19ウ

南無大莊嚴菩薩

南無觀自在菩薩

又復かくのこときの十方盡虚空界一切三寶に歸命し奉る既に懺悔し了ぬ
風の雲をはらふがごとく水の垢を洗ふに似たり法性の珠あざやか也又思
ふに某等が生この父母一切眷屬乃至十方盡虚空界无窮無盡四生六道三
界万灵等或は無間阿鼻の地獄に陥てほのおにやかれ刀山劔樹地獄に墮し
てハ劔の林身をきりやいばの責たえがたく或ハ焦熱大焦焚地獄ハ猛火
天をこがし鑊湯焔炭の中に墮在して晝夜にくるしミをうけ或ハわかせる
銅の湯を口にそゝがれ或ハ鐵20オ丸をのんでハ身をやく拔舌犁耕地獄に
おちてハ舌をぬかれ口をさかる鉄磨地獄のくるしミを骨をひしがれ髓をぬ
かる或は黒繩地獄衆合紅蓮大紅蓮叫喚大叫喚沸尿倒懸地獄等八寒八熱一
百三十六地獄八万四千の鬲子地獄等のくるしみを皮をさかれ腸をぬかる獄
卒眼をいからし鉄蛇口をはるさけばともかなえずにげんとするにあたは
ず無量のくるしミをあげて説へからず或ハ畜生道に落てハおもきをおい

苦ミをうけ或ハうたれ或ハころされ大は小を害し小は大をなやます昼夜
おそれをなし寒氣骨にとをり食物はらにミたず畜類魚鳥虫類乃至胎卵濕化
三十四億の品々業によつて其身をうけ種この「20ウくるしミをうる又ハ餓
鬼道に墮て無賊多賊小賊餓鬼三万六千由旬餓鬼世界三十六種の餓鬼の品
飢渴のくるしミたえがたく苦患懊惱たりたま〜飲食にあへバ猛火もへ水
をみれば膿血となる或ハ不浄を食す咽は針のごとく腹は大海にたとふ昼夜
の苦ミあげて記すべからず或ハ修羅道に落て刃をみがきほこさきをあらそ
ふ嗔恚強盛にして鬪諍殺戮し他を害し自身をやぶり憍慢勝佞の心盛に
してたがひにつらぬきたがひにくるしむ嗚呼悲しい哉傷しいかなたとひ
三惡道の業つきて偶人界に生をうくるといへども三寶を信せず貪嗔痴を
ほしひまゝに上上のぶる呀の罪」21オ業をもつての故に死して又三惡道
に墮輾轉たる事車の輪のごとくたまきのはしなきがごとし長出離の期な
からん今やくるしみをうくるもの南無佛某等今日懺悔所生の功德によつて
願くは劔林刀樹ハ変して七重行樹となりて七重の鉄網は化して七重羅網
となり紅蓮大紅連の水ハ變じて八功德水の蓮花と成鐘湯焔炭は忽ち七寶
莊嚴のうてなとならん事を又ねがはくハ餓鬼畜生阿修羅道の苦は湏臾に
破れて浄土のたのしミとなり叫喚求食のこゑ變じて微妙和雅の聲となり
憔悴醜陋のかたちハけまん瓊瑤細軟のすがたとなり食噉負重のくる「21ウし
ミハ經行供養の樂となり鬪諍堅固の鎧ハ柔和忍辱の衣と成我慢高傲の
心ハ慈悲善根心とならん事を只願くハ同じく一切衆生とともに今日より
去て菩提道場に坐するに至るまで法の為に身をほろぼす事ハ薩陀波崙の
ごとく大悲罪を滅する事ハ虚空藏のごとく能遠く法を聞事は瑠璃光のご
とくよくげしがたき法を解する事ハ無垢藏のごとくかたちを空界に散ずる
事は無辺身のごとく十功德を具する事ハなを無罣のごとく神力勇猛なる

事は大勢至のごとく聲を聞てくるしみをすくふ事ハ観世音のごとく相貌
端嚴なる事ハ文珠のごとく能業障をすつる」22オ事ハ棄陰蓋のごとく大慈あ
まねくおほふ事は阿逸多の精進護法ハ不休息のごとく心に愛染なき事ハ
離女意のごとく微妙切説ハ勝鬘夫人のごとくよく精進を行ずる事ハ釋迦
父のごとくあらゆる善願は阿弥陀佛に同じくあらゆる威神ハ諸天王のご
とく不可思議なる事は維摩のごとく一切功德各成就し無量の仏土盡成
就せん事を仰願くハ至心に歸命し奉る過去七佛十方十仏三十五佛五十三
仏百七十佛莊嚴劫千佛賢劫千佛屋宿劫千佛十方菩薩摩訶薩十二菩薩同じく
共に阿耨多羅三藐三菩提を得せしめ給へ」22ウ

南無十方盡虚空界三世一切諸佛 各一拜

南無十方盡虚空界三世一切尊法

南無十方盡虚空界三世一切賢聖僧」23オ

(白丁) 23ウ

「裏表紙見返

「裏表紙

(ふじたに あつお 四天王寺大学)

(おおくぼ みれい 横浜女子短期大学図書館)

(せきぐち しずお 本学名誉教授)